318.9225
M494b
II

0009525000

0009525-000

３１８．９２２５－Ｍ４９４ｂ

牡丹江都市建設方策

南満洲鉄道株式会社経済調査会

1936

ABI

7

318.9225
M494b
II

100101

極秘

牡丹江都市建設方策

滿業調査書類第二〇編第七卷

南滿洲鐵道株式會社
經濟調査會

7

昭和十一年九月　立案調査書類第二〇編第七卷

牡丹江都市建設方策

南滿洲鐵道株式會社
經濟調査會

318.9225
M494b
II

目次

件名	執筆者	所屬	年紀	分類番號	頁
第一概說					
一、要旨	慶德敏夫	第三部都市計畫班	二、九		一
二、經緯	同	同	同		一
第二原案					
A 軍關係					
一、牡丹江都市計畫案(要綱及說明)	參謀部第三課	關東軍	一〇、五	二四三ノ九	五
B 經濟調查會關係					
一、牡丹江都市計畫案(要綱及說明)	小川卓馬	第三部都市計畫班	一〇、四	二四三ノ九	一五
「附」牡丹江都市計畫案附圖	近藤政光	同	同	同	七三
牡丹江都市計畫一般圖	同	同	同	同	七三

国立国会
25.3.31
図書館

116471

目次

目次

牡丹江現況一般圖……近藤政光　第三都市計畫班　一〇、四……二四三ノ九……七三

C 民政部關係

一、牡丹江都邑計畫案……民政部土木司　滿洲國　一〇、八……二四三ノ九……一九

「附」牡丹江都市計畫案附圖……同　同　同　……七三

第三會議議事錄

A 軍關係

一、牡丹江都市計畫立案に關する件……小川卓馬　第三都市計畫班　一〇、二……二四三ノ九……九

二、「牡丹江部市計畫要綱案」竝「牡丹江都市計畫實施要領案」聯合打合會結果報告の件……近藤政光　同　一〇、五……同……三七

三、牡丹江及鞍山都市計畫に關する軍打合の件報告…小川卓馬　同　一〇、一〇…同……四二

四、關東軍第三課と經濟調査會第三部都市計畫班との打合事項……同　同　同　……四五

B 經濟調査會關係

一、牡丹江都市計畫に關する件……第三部都市計畫班　一〇、四……二四三ノ九……四七

C 民政部關係

一、民政部主催「佳木斯、牡丹江、錦州、洮安都市計畫協議會」に關する議事摘錄……近藤政光　第三都市計畫班　一〇、一〇…同……五〇

第四往復文書

一、滿洲國都市計畫施行に關する件……特務部　關東軍司令部　九、一……二四三ノ九……五七

二、牡丹江都邑計畫立案要綱に關する件……民政局土木司都邑科　一〇、三……同……五八

三、牡丹江都市計畫に關する打合會開催の件（電報）…第三都市計畫班　一〇、四……同……六〇

四、牡丹江都市計畫立案に關する議事報告書の件……鐵路總局　一〇、四……同……六一

五、牡丹江都市計畫立案に關する件……第三都市計畫班　同　……六二

六、寧北（牡丹江）都市計畫圖面送付の件……線路課長・鐵路局　哈爾賓　同　……六三

七、同……第三都市計畫班　同　……六四

八、牡丹江都市計畫案に關する件……近藤政光　第三都市計畫班　同　……六五

九、會議開催の件通牒……參謀部第三課　同　一〇、五……同……六六

目次

第五資料

一、牡丹江都市計畫案（第三部草案）を關東軍へ提出せし結果報告……近藤政光　第三部都市計畫班……一〇、四……二四三ノ九……六九

二、牡丹江都市計畫に關する鐵道工場提案に關する總局工務處長よりの電話回答……同　同　同……七一

三、牡丹江都市計畫に關する根橋部長の意見……同　同　同……七二

四、牡丹江都市計畫案（建設局案）に對する私見……武居高四郎　京城帝大敎授　同……七三

第一概說

牡丹江都市建設計畫案

第一概說

一、要旨

牡丹江は濱綏線と圖佳線との交叉點に位し交通經濟上樞要地たるのみならず國防上の要鎭として近時著しく人口增加し急激なる市街の發展を豫想せらるゝを以て、舊市街を統合する都市計畫を樹立し將來市街の不統制亂雜に陷るを防止し併せて保安、衞生上整備せる近代都市たらしめむとするにあり

二、經緯

昭和十年三月　十日　關東軍司令部第三課より牡丹江都市計畫立案に關し急遽出頭すべき招電に接し、第三部都市計畫班主任小川卓馬、調査員近藤政光の兩名同月十一日關東軍へ出頭、指令に依り引續き同月十三日に至る間新京に滯在計畫概要案を作成す

十三日　午後右計畫概要案を議案として關東軍司令部會議室に於て關係箇所協議會開催せらる

列席者

長谷川參謀中佐
富家二等主計正

鈴木一等主計
佐藤交通監督部技師
田所經調副委員長
高田經調新京駐在員
小川經調第三部員
近藤經調第三部員

十六日―二十日　關東軍司令部第三課の依囑により滿洲國民政部土木司都邑科と現地共同調査を行ふ

調査員　近藤經調第三部員
蘭部民政部都邑科員

廿四日　現地調査に基き經濟調査會に於て立案に着手爰に軍へ提出せる概要案に對する修正案を作成

同　四月八日　經濟調査會會議室に於て社内關係筒所を招集打合會を開催す

出席者

鐵路總局側　田邊附業課員
中村工務課員
本社側　鈴木建設局計畫課長
鈴木建設局計畫課員
西畑建設局計畫課員
（經調）田所副委員長
伊藤第三部主査
小川第三部員
本庄第三部員
近藤第三部員
慶德第三部員

十三日　鐵路總局工務處長より四月八日打合會に於ける保留事項に關し回答あり
十四日　根橋計畫部長（經調委員）に對し右計畫に關し意見を徵す
十六日　經調第三部草案を關東軍司令部第三課へ携行提出の上該草案に對する希望及意見を聽取す
二十日　經調會議室に於ける打合會（四月八日開催）の決定に基き計畫案の修正を行ひ之れを經調關係委員へ回付し經調委員會決定案となす旨を通牒す
五月　二十三日　關東軍司令部第一會議室に於て軍主催の聯合打合會開催せられ經調より左記二名出席せり

第三部主査　伊藤太郎
同　調査員　近藤政光

同　十月　一日　軍主催聯合打合會（五月二十三日開催）に於ける計畫案を基礎とし滿洲國民政部主催にて協議會開催せられ經調より左記三名出席せり

小川第三部都市計畫班主任
近藤第三部員
折下囑託

十八日　關東軍參謀部第三部より經調都市計畫班關係者至急出頭方電話あり左記の者出頭せし處爰に

第二原案

民政部協議會に於て決定せる牡丹江都市計畫に對する修正意見を求めらる

小川第三部都市計畫班主任
近藤第三部員
廣瀨第三部員

A.

軍關係

牡丹江都市計畫案（要綱及說明）

昭和十年五月二十三日
關東軍參謀部第三課

牡丹江都市計畫案別紙圖面の通立案す

第一　方針

牡丹江は舊北滿鐵道と圖寧、寧佳兩鐵道との交叉點に位し軍事上重要なる地位を占むるのみならず、近時著く人口增加し益發展を豫想せらるゝに依り此の際適切なる都市計畫を樹立し以て將來の秩序ある發展を指導せんとす

第二　要領

右目的達成の爲概ね左記に依り之が計畫を立案せり

一、沿革

牡丹江市街地は從來吉林省に屬したりしが滿洲國新省制度の實施に依り濱江省の管轄となり、寧安縣（寧古塔）下に屬し寧安の北方約三二粁牡丹江の左岸に位する小鎭なるが濱綏線の一驛たると共に圖寧、寧佳兩鐵道との交叉點たるに及び急激に發展の傾向を示し、將來北滿東部の重要都市たる形勢を示すに至れり

二、地勢位置

牡丹江市街は牡丹江平野の北部約三分の一に位し牡丹江の河流は其の南側を洗ふ。市街の位置を同地驛覩測所の位置に付指示すれば、東經一二九度三六分、北緯四四度三五分海面上の高さ二四一米なり。平野は廣袤約二〇〇平方粁南北に長く東西に短かき長方形を爲し南北の長さ約二〇粁あり。牡丹江本流は其の西南隅の山麓より出で西側山丘に沿ひ北流し、海林方面より來れる本流と合して平野の北部約三分の一の地點を西より東に蛇行貫流して東側山脚に當り一轉して北に向ひ一路東北隅の山峽に入る。平野を包む四圍の山丘は峻峯乏しく山形概ね緩漫なる曲線を畫きて連亘す。山上樹林乏しきも表土厚く雜草繁茂せり。殊に市街北方を繞らす山丘一帶は山麓長く裾を引き舊市街に迫る。其の緩漫なる傾斜は平坦にして高燥なる廣き建築適地となり市街建設に好適の地形を形成す

三、氣　象

氣温は大陸的にして夏季は最高三六・六度、冬季は最低零下四五・二度に達することあり。一年を通じての氣温の變化を見るに嚴寒は一月にして平均氣温零下約二一度、四月に入り氣温上昇し、酷暑は七月にして平均二二・四六度に達し九月より急に下降し始む。地中温度は資料なきを以て不明なるも地下凍結は一・二米より二・五米に達すると稱せらる

降水量は滿洲一般地方と大差なく既往一〇箇年の平均は五二六粍餘を示す。而して夏季七、八月の二箇月に於て年量の大約半に達す。十一月より四月に亘る約六箇月間は極めて尠し

風向は四季を通じて南西及西の風多く次は北東風なり

初雪は十月中旬晩雪は四月下旬にして最大積雪量は三五糎に達することあり

四、人　口

從來の統計明かならざるを以て既往の狀勢を知るに由なきも事變前の人口は滿洲國人約五、〇〇〇人、日本人四戸（人口不詳）なりしもの、昭和九年九月末日には滿洲國人一三、四五三人、日本人三、六二一人（內朝鮮人二、一七四人）計一七、一二七人に激增し將來益增加の傾向にあり。然れども將來を豫想すること甚だ困難なる狀態にあれば本計畫に於ては差向五〇、〇〇〇人程度を收容する豫想の下に計畫し、尙今後二―三〇年後に於て假に一〇〇、〇〇〇人程度に達する場合ありとしても之が收容に支障なき樣計畫せり

五、特殊性

牡丹江は鐵道交叉點たる要地に在ると共に軍事上の要地たる掖河を近きに控へ牡丹江の河流に臨み、將來開通すべき延吉―依蘭間の一等道路及哈爾濱―穆稜間の二等道路に沿ひ所謂四通八達の要衝にして、從來木材の集散地として知られ又未だ調査了らざるも寧安縣下及牡丹江流域は相當有望なる鑛物埋藏地と稱せられ、尙鏡泊湖附近の水力利用に依る電力供給に就ても考慮せらるゝを以て、將來地方的物資の集散地として亦小工業地として且北滿東部に於ける商業中心地として相當の發展を期待せらるゝのみならず、附近一帶の大豆及小麥の集散地にして且縣城の所在地たる寧安、將來の滿洲國國立公園の豫定地たる鏡泊湖附近の景勝地に近きを以て北滿東部の重要地たる素地を有す

尙本地は牡丹江の河流に臨める爲め豪雨時急激に增水することあり、偶大同元年には三〇年來の洪水ありて牡丹江と海浪河の合流地點より下流兩岸約一粁の地帶は約〇・三米浸水し爲めに舊牡丹江市街は大半浸水を見たりと謂ひ、大體三、四年毎に洪水を見る趣なれば本計畫上特に注意を要するところなり

六、計畫區域

市街の環境竝將來の發展性を考慮し計畫區域を定むること次の如し

現在の寧北停車場附近を中心とし南方は牡丹江の對岸線家溝附近道路を以て界とし東方撿河停車場附近に及び、北方及西方は大體山嶺を結びたる線を以て境界とし其の區域內面積約一四七平方粁を以て都市計畫區域とす

都市計畫區域內現在市街地及將來市街建設に適する地域面積一九・六八平方粁を以て市街計畫區域とし、其の周圍は軍用地其の他公共用地を除き總て生產綠地として留保し、其の區域內には特定建築物の外新改築を爲さしめざる方針を採り將來不統制たる市街の膨脹を防止するものとす

市街計畫區域內の用地種別面積大要次の如し

	平方粁	%
商業地域	一・一八	六・〇
工業地域	一・四〇	七・一
內譯		
南方工業地域	〇・五七	二・九
鐵東工業地域	〇・八三	四・二
住居地域	六・六六	三三・八
甲種住居地域	六・一四	三一・二
乙種住居地域	〇・五二	二・六
鐵道用地	四・六七	二三・七
內譯		
事務所竝社宅用地	一・二五	六・四
工場用地	〇・五六	二・八
構內用地	二・五八	一三・一
糧棧用地	〇・二八	一・四
軍用地	〇・二九	一・五
公園其の他綠地	三・三五	一七・〇
公共施設用地	〇・六二	三・一
保留地	一・〇九	五・六
水面	〇・四二	二・二〇
計	一九・六八	一〇〇・〇〇

七、用途地域

市街計畫區域內に於ける用途地域を定むること次の如し

(1) 商業地域

舊市街地の商業中心地を尊重し舊市街より寧北停車場に至る主要道路附近竝市內各要街と寧北停車場との交通連絡

乃至將來發展を豫想せらるゝ地區、及鐵道踏切附近をも考慮に加へ純然たる商業地域の外は街路に沿ふ商店街地域を計畫配置し以て將來の市街發展に卽せしむることゝせり

(2) 工業地域

本地將來の工業に就ては大なる發展を豫想し得ざるも農產物及鑛產物の加工業竝製材に就ては相當に考慮し置く必要あり。仍て鐵道、河川及風向乃至土地利用上の關係等を考慮し工業地域として次の二箇所を指定せり

(イ) 南方工業地域

從來木材の荷揚場を兼ねたる製材所用地及煉瓦工場所在地にして將來も同樣に使用するものなり

(ロ) 鐵東工業地域

水害の虞なき平坦地にして鐵道運輸其の他の條件に適合する地域なれば一般工業用地として使用するものなり

(3) 住居地域

從來の住居地域を存置するの外寧北停車場を中心として其の南北兩地區に配置せり。特に工人及下級勞働者の住居地域に就ては特別の考慮を拂ひ之が適地を指定せり

(4) 糧棧地區

土地柄相當の農產物の出廻りあるものと認め鐵道用地に隣接して馬車宿を兼ねたる糧棧地區を指定せり

(5) 鐵道用地

將來濱綏線移設の場合あるを豫想し且本地の重要性に鑑み物資の集積場として相當の餘地を留保し置く要ありと認め幅員三五〇米乃至七〇〇米の用地を計畫せり

(6) 軍用地

軍用地は國防上の要求に基き夫々適地を豫定せるが尙軍需品集積場其の他に必要の場合は市街飛行場の西方地區を使用するものとして相當面積の空地を留保することゝせり

八、街路計畫

旣に市街地を形成せる地區の街路は成るべく之を尊重する方針に出で新に計畫する地區との交通の簡明圓滑を期すると共に、防空の關係等を考慮して適當に放射及環狀路線を配し且市の內外に亘る各要衝間の連絡上遺漏なき樣夫々必要の道路を計畫せり

街路の幅員は最小七米以上とし其の所要面積は市街計畫區域面積の二五%程度とす

鐵道を橫斷する主要連絡道路(寧北停車場の東西兩踏切)は何れも立體交叉とし交通上に支障なからしむるものとす。橋梁は何れも牡丹江に架するものにて、(一) 郊外飛行場に至るもの、(二) 拔河に至るもの、及 (三) 南方工場地域附近對岸と連絡するもの〻三箇所なるが、就中急施を要するものは (一) 及 (二) の二箇所とす

九、鐵道及市街交通

鐵道は舊北鐵線のゲージを變更すると否とに拘らず總て寧北驛一驛に統一するものとして計畫す

市街交通は主としてバス運行に依る計畫なるが將來必要ある場合は路面電車をも運行し得る樣豫め道路系統を考慮し置けり

一〇、上下水道其の他公共施設

上水道は當分鐵道給水施設を利用するものとし速かに市街給水施設を考慮するものとす

下水道は寧北停車場を中心とし其の北部の地區は東方牡丹江に、鐵道用地を含む南部地區は南方牡丹江に夫々自然放流を行ふものとす

公園及運動場は現在の地形及環境を考慮し市の内外に亘り適當に之を計畫配置し、尙防空上の必要に依り環狀路線に沿ひ適當の空地を配し以て市街の快適防備に備へたり

其の他官公署用地、學校用地等の外市場、病院、神社、屠獸場、墓地、火葬場、塵芥及汚物處理場等の敷地は各其の使用目的に鑑み、交通及環境を考慮し夫々適當の位置に選定せり。尙綜合運動場の如きは必要に應じ公園地内に計畫し得ると共にゴルフ場の如き大面積を必要とするものは郊外適地に選定せしむる方針なり

牡丹江都市計畫實施要領案

要旨

牡丹江都市計畫は別紙案に依り滿洲國をして實施せしむ。之が爲滿鐵の買收に關する牡丹江の土地竝其の施設は直接鐵道に必要なるものを除き一括して之を滿洲國側に移管す

要領

一、事業施行者　寧安縣

二、事業資金　寧安縣の起債に依り其の引受は滿洲國に於ける事業投資特別會計とす

三、事業資金の整理　縣に牡丹江都市計畫特別會計を設け別途整理を爲す

四、事業區域内に於ける雜種財産は一括して之を右特別會計に有償管理換をなす

五、滿鐵に於て買收したる土地及施設は直接鐵道に必要なるものを除き當初買收したる價格を基準として滿鐵と滿洲國側と協議の上都市特別會計に於て之を買收す

六、都市計畫の實施其の他現地に於て事業施行上の重要事項を協議する爲め現地關係者を以て委員會を組織す

委員は大體左の範圍より選定す

日本軍關係者	二
地畝管理局	一
民會（內鮮）	各一
建設局	一
縣	一
特區又は省	一
國道局	一
日本警察	一

備考

一〇、上下水道其の他公共施設

上水道は當分鐵道給水施設を利用するものとし速かに市街給水施設を考慮するものとす

下水道は寧北停車場を中心とし其の北部の地區は東方牡丹江に、鐵道用地を含む南部地區は南方牡丹江に夫々自然放流を行ふものとす

公園及運動場は現在の地形及環境を考慮し市の内外に亘り適當に之を計畫配置し、尙防空上の必要に依り環狀路線に沿ひ適當の空地を配し以て市街の快適防備に備へたり

其の他官公署用地、學校用地等の外市場、病院、神社、屠獸場、墓地、火葬場、塵芥及汚物處理場等の敷地は各其の使用目的に鑑み、交通及環境を考慮し夫々適當の位置に選定せり。尙綜合運動場の如きは必要に應じ公園地内に計畫し得ると共にゴルフ場の如き大面積を必要とするものは郊外適地に選定せしむる方針なり

牡丹江都市計畫實施要領案

要　旨

牡丹江都市計畫は別紙案に依り滿洲國をして實施せしむ。之が爲滿鐵の買收に關する牡丹江の土地竝其の施設は直接鐵道に必要なるものを除き一括して之を滿洲國側に移管す

要　領

一、事業施行者　寧安縣

二、事業資金　寧安縣の起債に依り其の引受は滿洲國に於ける事業投資特別會計とす

三、事業資金の整理　縣に牡丹江都市計畫特別會計を設け別途整理を爲す

四、事業區域内に於ける雜種財産は一括して之を右特別會計に有償管理換をなす

五、滿鐵に於て買收したる土地及施設は直接鐵道に必要なるものを除き當初買收したる價格を基準として滿鐵と滿洲國側と協議の上都市特別會計に於て之を買收す

六、都市計畫の實施其の他現地に於て事業施行上の重要事項を協議する爲め現地關係者を以て委員會を組織す

委員は大體左の範圍より選定す

日本軍關係者	二
地畝管理局	一
民會(內鮮)	各一
建設局	一
縣	一
特區又は省	一
國道局	一
日本警察	一

備考

1、都市計畫完成後に於ける都市の一般行政施行及公共施設に對する維持管理は、其の區域を統轄する行政廳又は公共團體をして當らしむるやは他に於ける都市計畫と併せ研究するものとす

2、本特別會計に屬する債權、債務の繼承者に就ては前項の決定により之を定むるものとす

3、イ、滿鐵にて買收したる土地にて軍用地となりたるものは都市特別會計に移すことなくして滿洲國をして買收せしむること

ロ、軍用地として既に滿洲國をして買收せしめあるもの竝滿洲國々有地にして軍用地となりたるものは前同樣都市計畫特別會計に移さず其の儘と爲すこと

ハ、以上に依ると雖都市計畫にて實施する水道、下水、道路等は計畫通り實施すること

B 經濟調査會關係

牡丹江都市計畫案（要綱及說明）

（牡丹江都市計畫案附圖、同一般圖及牡丹江現況一般圖―卷末―參照）

昭和十年四月
第三部都市計畫班

牡丹江都市計畫案別紙圖面の通り立案す

第一　方　針（省略―前揭「牡丹江都市計畫案」方針―五頁―に同じ）

第二　要　領（省略―同　要領―五頁―に同じ）

一、沿　革（省略―同　沿革―五頁―に同じ）

二、地勢位置（省略―同　地勢位置―六頁―に同じ）

三、氣　象（省略―同　氣象―六頁―に同じ）

四、人　口（省略―同　人口―七頁に同じ）

五、特殊性（省略―同　特殊性―七頁―に同じ）

六、計畫區域

市街の環境竝將來の發展性を考慮し計畫區域を定むること次の如し

現在の寧北停車場附近を中心とし南方は牡丹江の對岸線家溝附近道路を以て界とし東方掖河停車場附近に及び、北方及西方は大體山嶺を結びたる線を以て界とし其の區域內面積約一四七平方粁を以て都市計畫區域とす

都市計畫區域內現在市街地及將來市街建設に適する地域面積一九・六八平方粁を以て市街計畫區域とし、其の周圍は軍用地其の他公共用地を除き總て生產綠地として留保し、其の區域內には特定建築物の外新改築を爲さしめさる方針を採り將來不統制なる市街の膨脹を防止するものとす

市街計畫區域內の用地種別面積大要次の如し

	平方粁	%
商業地區	一・一三	六・三
工業地域	一・四四	七・三
內譯		
南方工業地域	〇・六一	三・一
鐵東工業地域	〇・八三	四・二
住居地域	六・〇五	三〇・七
甲種住居地域	五・四四	二七・六
乙種住居地域	〇・六一	三・〇
鐵道用地	四・六〇	二三・四

內譯

事務所竝社宅用地	〇・九四	四・八	
糧棧用地	〇・二五	一・三	
工場用地	〇・四四	二・二	
構內用地	二・九七	一五・一	
軍用地	〇・二七	一・四	
公園其の他綠地	三・三四	一七・〇	
公共施設用地	〇・六一	三・一	
保留地	一・七二	八・八	
水面	〇・四二	二・〇八	
計	一九・六八		

七、用途地域（省略—前揭「牡丹江都市計畫案」用途地域—九頁—に同じ）

八、街路計畫（省略—同　街路計畫—一一頁—に同じ）

九、鐵道及市街交通（省略—同　鐵道及市街交通—一一頁—に同じ）

一〇、上下水道其の他公共施設

上水道は當分鐵道給水施設を利用するものとし將來必要に應じ市街給水施設を考慮するものとす

下水道は寧北停車場を中心とし其の北部の地區は南方牡丹江に、鐵道用地を含む南部の地區は南方牡丹江に夫々自然放流を行ふものとす

公園及運動場は現在の地形及環境を考慮し市の内外に亘り適當に之を計畫配置し尙防空上の必要に依り環狀路線に沿ひ適當の空地を配し以て市街の快適、防備に備へたり

其の他官公署用地、學校用地等の外市場、病院、神社、屠獸場、墓地火葬場、鹿苑及汚物處理場等の敷地は各其の使用目的に鑑み交通及環境を考慮し夫々適當の位置に選定せり、尙綜合運動場の如きは必要に應じ公園地内に計畫し得ると共にゴルフ場の如き大面積を必要とするものは郊外適地に選定せしむる方針なり

C. 民政部關係

牡丹江都邑計畫案

（牡丹江都邑計畫案附圖―卷末―參照）

康德二年八月二十五日
民政部土木司

說明書

第一　概要

一、位置及地形

牡丹江市街は牡丹江平野の約三分の一牡丹江の左岸に在り東經一二九度三六分、北緯四四度三五分に位す。現在市街は概して平坦なるも北及西北の二方を繞らす山岳一帶は山麓裾を引きて市街に迫り東及南の二方は牡丹江に面し低地なるも遙かに山嶺に望む。特に北方北山公園一帶は丘陵地にして市街一圓を俯瞰し牡丹江流域は一望の下に展開し風光明媚の地形にあり

二、交　通

1、鐵　道

西方海林を經て哈爾濱に至り京濱、濱洲、拉濱及濱北の四鐵道路線（既設）に連絡し、東方穆稜を經て蘇滿國境綏芬河に至り烏蘇里鐵道支線に連絡する路線（既設）、南方寧安、東京城を經て圖們に至り京圖線に連絡する路線（既設）、北方林口、勃利を經て佳木斯に至る路線（工事中）及林口より分岐し密山、虎林に至る路線（工事中）即ち濱綏線、圖佳線の交點に當り、哈爾濱へ約三五四粁、綏芬河へ約一九二粁の距離にあり

2、水　路

牡丹江の左岸に臨み水運の便稍良好にして上流鏡泊湖より約一二〇粁、下流松花江合流點依蘭へ約二〇〇粁の距離にあり

3、道　路

海林を經て哈爾濱に、依蘭を經て佳木斯方面に、穆稜を經て綏芬河及密山方面に、寧安、東京城を經て敦化及圖們に至る四主要道路の要衝に當る

右四路線は何れも國道路線にして工事中にあり

4、航空路

哈爾濱、穆稜、東寧、密山等への航空路を有す

三、人　口

建國當時約五、〇〇〇人に過ぎざりし人口も王道政治竝治安の確立と相俟て新設鐵道の開通を促進し之に伴ひて急激なる增加を見、康德元年十一月現在に於ては約三〇、〇〇〇人と稱せられ今後各種機關の設置整備するに伴ひ益々增加の趨勢にあり

四、主要機關

日本獨立守備隊司令部、領事館、日本警察署、滿鐵建設局事務所、鐵路總局事務所、財政部地畝管理局事務所、北滿特別區行政事務所、國道局牡丹江建設事務所、日鮮居留民會等あり

五、特　質

牡丹江は鐵道交叉點たる要地に在ると共に軍事上の重要地たり。掖河を近きに控へ牡丹江の流域に臨み將來開通すべき延吉—依蘭間竝哈爾濱—穆稜間の國道路線に沿ひ所謂四通八達の要衝の地にして、從來は牡丹江を利用し木材の集散地として知られ猶未だ調査未了なるも寧安縣下及牡丹江流域は相當有望なる鑛產物を埋藏すと稱せらる。尙鏡泊湖附近の水力利用に依る發電水力に付ても考慮せらるゝを以て之に關聯し工業地としての發展を豫想し得、且又北滿東部地方に於ける商業中心地として相當の發展を期待せらるゝのみならず、附近一帶の農產物の集散地にして北滿東部に於ける要樞地たり

第二計畫

一、豫想人口

將來に於ける豫想人口約一〇三、〇〇〇人とす（別途都邑計畫人口豫想參照）

二、都邑計畫區域

牡丹江新設驛を中心とし西方へ約六粁卽ち練兵場外周道路を境とし、北方へ約四粁、東方は掖河を含み約六・五粁、南方は牡丹江對岸を含み約五・五粁に亘る面積約一〇一・九平方粁の區域を以て都邑計畫區域とす（別紙位置圖參照）

都邑計畫區域內に於て外緣幅員平均約二粁乃至三粁の環狀地帶を郊外綠地として留保し殘餘の中央部面積約二一・六平方粁の區域を市街計畫區域とす

都邑計畫區域の用地種別及面積左の如し

備考　市街計畫區域外主要部落（都邑計畫區域內）掖河は現在相當の人口稠密せるを以て本計畫に於ては白紙として面積約六平方粁を存置し逐次計畫立案するものとす

種別	市街計畫區域內		市街計畫區域外		計	
	面積（平米）	比率	面積（平米）	比率	面積（平米）	比率
街路及廣場	四、一二二、六〇〇	一九・〇			四、一二二、六〇〇	四・〇
水路	五一〇、〇〇〇	二・四	四、九〇〇、〇〇〇	六・一	五、四一〇、〇〇〇	五・三
公園及運動場墓地	三、九六二、六〇〇	一八・三	三、六五〇、〇〇〇	四・五	七、六一二、六〇〇	七・五
飛行場			一、〇〇〇、〇〇〇	一・三	一、〇〇〇、〇〇〇	一・〇
鐵道用地	三、〇八八、〇〇〇	一四・三	二、〇六五、〇〇〇	二・六	五、一五三、〇〇〇	五・一
軍用地	二三四、〇〇〇	一・一	二、七九二、〇〇〇	三・五	三、〇二六、〇〇〇	三・〇
荷揚場	一三七、五〇〇	〇・六			一三七、五〇〇	〇・一
其の他公共施設用地	三六四、〇〇〇	一・七	二〇、〇〇〇		三八四、〇〇〇	〇・四
民用地	九、二三一、三〇〇	四二・六	六五、八九四、二五三（內掖河部落六、〇〇〇、〇〇〇）	八二・〇	七五、一二五、五五〇	七三・六
計	二一、六五〇、〇〇〇	一〇〇・〇	八〇、三二一、二五〇	一〇〇・〇	一〇一、九七一、二五〇	一〇〇・〇

備考　在來街路及區劃街路面積は右表に之を含む

三、用途地域

都邑計畫區域內に於て地形、交通系統其他を考慮し用途地域を設定す

用途地域種別及面積左の如し

種別	市街計畫區域內		市街計畫區域外		計	
	面積（平米）	比率	面積（平米）	比率	面積（平米）	比率
商業地域	二、六〇三、〇〇〇	一二・〇			二、六〇三、〇〇〇	二・六
住居地域	三、六八四、三〇〇	一七・〇			三、六八四、三〇〇	三・六

工業地域	一、四三〇、〇〇〇	六・六	一、四三〇、〇〇〇	一・四	
臨江地域	一三七、五〇〇	〇・六	一三七、五〇〇	〇・一	
緑地域			六一、四八六、九五〇	六〇・三	
其の他	一三、七九五、二〇〇	六三・八	一八、八三四、三〇〇	三二・〇	
計	二一、六五〇、〇〇〇	一〇〇・〇	八〇、三二一、二五〇	一〇〇・〇	

備考　右表「其の他」は前表の公園及運動場、飛行場、鐵道用地、軍用地、河川敷地等を謂ふ

四、鐵道及飛行場

1、鐵道路線及用地

現在の寧北驛及濱綏本線延長約五・九粁を廢止し西方約三・五粁の地點より東北に進み牡丹江新設驛にて圖寧線に連絡し、更に東南に進み寧北驛東方約二・四粁の地點にて現在濱綏本線に取付くるものとす

外に現在荷揚場に通ずる引込線を廢止し新に荷揚場敷地に沿ひ引込線を豫定す

牡丹江驛本路線の東西兩側に操車場竝集積場及鐵道工場用地を配置豫定す

2、飛行場

市街西南方の飛行場面積約一、〇〇〇、〇〇〇平方粁は南方に僅少の位置變更を加ふる外大體在來の儘とす

五、街路及廣場

街路は海林を經て哈爾濱に、依蘭を經て佳木斯に、穆稜を經て綏芬河及密山に、東京城を經て敦化及圖們方面に至る街路（何れも國道路線）を以て第一系統とし、鐵道驛、公共建築地帶、獨立守備隊、飛行場、埠頭等を連絡する幹線を以て第二系統とし、之に放射竝環狀的主要街路を補足して全系統を形成し更に區畫街路網を適當に配置す

幅員―國道路線に當る街路の幅員は最小二二米とす

幅員一七米以上の街路と主要鐵道路線との交會點は高低交叉とす

幅員一二米以上の街路は步車道の區分をなし幅員四〇米以上の路線には植樹帶を特設、又鐵道驛南北兩側には驛前廣場（南側六五、〇〇〇平方米、北側三〇、〇〇〇平方米）を設け、步車道、駐車場及植樹帶の區分を設く

街路の交會點にありて交通の錯雜を豫想せらるゝ個所には循環式交通廣場を設け他は街角を剪除し又屈曲點には曲線を設く

幹線街路の幅員及延長左の如し

幅員（米）	延長（米）	幅員（米）	延長（米）
四〇	四〇〇	一七	三四、五〇〇
三二	一、〇〇〇	一二	六一、〇〇〇
三〇	六、二〇〇	八	一一七、三〇〇
二二	六〇、五五〇	計	二八九、六〇〇
二一・三四	八、六五〇		

六、水路

牡丹江沿岸の一部埠頭豫定地に沿ひて多少の整理をなすこと丶し南側排水路は東方公園内に整理貫流し工場地域内一七米街路に沿ひ牡丹江に放流す

驛北側排水路は大體在來の位置に於て公園内に整理處理す

七、公共施設用地

1、公共建築地帶

地形、交通系統分布等を考慮し公共建築地帶を左記二箇所に設定す

其の一―鐵道驛南方約七〇〇米の地點現市街隣接地に面積約六六・〇〇平方米

其の二―鐵道驛北方約八〇〇米の地點卽ち帶狀公園に面し面積約一〇八、〇〇〇平方米を設定す

2、學校用地

學校用地は交通竝通學距離等を考慮し適當なる位置に十三箇所合計面積約三六四、〇〇〇平方米を豫定す

3、公園及運動場

市内公園―鐵道驛北方北山下に面積約五六〇、〇〇〇平方米

鐵道驛東方濕地帶を利用し面積約六八三、〇〇〇平方米、現市街東側に接し面積約七二〇、〇〇〇平方米

南方牡丹江に臨みて半島形地域面積約九三二、〇〇〇平方米の敷地を豫定し、更に驛北方計畫排水路に沿ひ面積約二

六三、五〇〇平方米の帶狀公園を豫定

其の他學校、公共建築物敷地の隣接又は商業、工業及住居地域内適當の個所に中小公園合計面積約五〇〇、〇〇〇平方米の敷地を豫定す

郊外公園―北方北山一帶面積約一、九二〇、〇〇〇平方米及西南方飛行場北側に隣接し面積約四四〇、〇〇〇平方米の二箇所を郊外公園として豫定す

運動場―驛東南方工場地域に隣接し面積約二〇〇、〇〇〇平方米、更に飛行場東側に隣接し面積約一三〇、〇〇〇平方米の敷地に運動場を設く

競馬場―飛行場西側に隣接し面積約五八〇、〇〇〇平方米の競馬場を設く

4、寺廟敷地

地形、風致等を考慮し三箇所合計面積約九二、〇〇〇平方米の敷地を豫定す

5、荷揚場

牡丹江岸竝入江に沿ひ幅五〇米延長二、七五〇米其の面積約一三七、五〇〇平方米豫定す

6、市場

交通の便を考慮し鐵道驛西方商業地域に接し面積約五四、〇〇〇平方米の敷地を設く

7、屠場

工業地域内東南方に面積約四〇、〇〇〇平方米の敷地を設く

8、傳染病院

第二原案

衞生等を專ら考慮し東北方市街計畫區域外に面積約二〇、〇〇〇平方米の敷地を設く

9、**墓地及火葬場**

風向、衞生等を考慮し市街計畫區域外三箇所に面積約四八〇、〇〇〇平方米の敷地を設く

八、民用地及區劃割

市街計畫區域內民用地總面積約二一、六五〇、〇〇〇平方米にして豫想人口一人當約八五平方米に當る。民用地區劃の大さは商業地域及住居地域にありては短邊六〇米、長邊一〇〇米を、工業地域にありては短邊一二〇米長邊一八〇米を以て標準とし各區劃の周圍は總て幅員八米以上の街路に直接せしむ

第三　會議議事錄

A. 軍　關　係

牡丹江都市計畫立案に關する件

（關東軍打合會議事報告書）

昭和十年三月

第三部都市計畫班

昭和十年三月十四日

經濟調査會委員長殿

經濟調査會第三部

小川卓馬

近藤政光

牡丹江都市計畫立案に關する軍部打合せの件報告

三月十日關東軍第三課より首題の件に關し小職等至急出頭方を命ぜられ翌十一日午前九時出頭せし處、緊急該計畫立案の要あるを以て十一、二日中に基礎要項案提出方を命ぜられ、關東軍第一課の計畫に依る軍用地位置圖を示され且交通監督部工務課長佐藤技師より北鐵接收後の鐵道線路變更計畫案（北鐵接收員郡新一郎氏の立案せるもの）を示されたるに依り、其の儘新京に滯在し是等資料を基礎として即ち別紙甲號案―三一頁―及一〇萬分の一圖に鉛筆書とせる概略圖（圖面添附を略す）を作成し十三日午前九時第三課に持參したる處、同日午後三時半より第二會議室に於て左記の

者列席の上別紙乙號案—三四頁—及午前中に提出せる概略圖を議案として協議行はれ同五時終了せり

一、列席者

長谷川參謀中佐
富家二等主計正
鈴木一等主計
佐藤交通監督部技師
田所經調副委員長
高田經調新京在勤員
小川經調第三部員
近藤經調第三部員

二、打合要項

長谷川中佐より本計畫の急を要する理由を簡單に說明せらる（參謀長現地出張先よりの命令に基く旨を述ぶ）
次で鈴木主計議案（乙號）—三四頁參照—基礎要綱を朗讀す
次で小川經調員より立案の要點を說明す
打合せたる要項次の如し
（一）軍用地中步兵隊營舍、病院及倉庫隣接官舍要地は既に買收濟にて位置變更を許さず
（二）飛行場は旅客機の飛行場をも兼ぬるものにて面積狹隘なるに依り擴張すること
（三）飛行場に隣接せる四方地區を軍用地として保留すること
（四）倉庫要地（一〇萬坪）及憲兵隊要地（？）は動かし得ること
（五）市街計畫區域面積一三〇平方粁は廣過ぎるに付實地調査の上にて適當に縮め得ること
（六）將來の豫想人口一〇萬も多過ぎるに付議案第二基礎要項二の（ロ）「將來を豫想すること甚だ困難なるも」の下に「差向五萬人程度を豫想して計畫し尙」の字句を加ふること
以上打合せ終了後十四日民政部土木司近藤都邑科長を軍部に招致し概要說明の上にて、十五日近藤經調員と共に實地を視察せしめ歸來後更に基礎要項の修正を行ふことゝなれり
右報告す

別紙甲

牡丹江都市計畫基礎要項に關する件

昭和九年三月十三日

第一方針

牡丹江は北滿鐵道と圖寧、寧佳兩鐵道との交叉點たる重要地位に在り近時著しく人口增加し益發展を豫想せらるゝに依り、此の際有效且適切なる都市計畫を樹立し以て將來の秩序ある發展に資せむとす

第二　計畫基礎要項

右研究立案上の基礎要項を定むること左の如し

一、特　殊　性

牡丹江は鐵道交叉點たる要地に在ると共に軍事上の要地たる掖河を近きに控へ牡丹江河流に臨み、將來開通すべき延吉―依蘭間の一等道路及哈爾濱―穆稜間の二等道路に沿ひ所謂四通八達の要衝にして、從來木材の集散地として知られ又未だ調査了らざるも寧安縣下及牡丹江流域は相當有望なる鑛物埋藏地と稱せられ、尙鏡泊湖附近の水力利用に依る電力供給に付ても考慮せらるゝを以て、將來地方的物資の集散地且小工業地として將又北滿東部に於ける商業中心地として相當の發展を期待せらるゝのみならず、渤海の古都として有名なる東京城、此の附近大豆及小麥の集散地且縣城の所在地たる寧安及將來の滿洲國國立公園の豫定地たる鏡泊湖附近の景勝地に近きを以て、北滿東部の重要地たる素地を有すと思はる

二、計畫區域內の人口

（イ）現住人口

現在人口は北鐵線の南北兩街地を通じ約五、〇〇〇人に近く之に附近南家子、謝家溝其の他の部落を合すれば少くも七―八、〇〇〇人の人口あり

（ロ）將來の豫想人口

從來正確なる統計なき爲め既往の增加率明かならず加ふるに最近に於ける著しき狀勢の變化に依り將來を豫想すること甚だ困難なるが、今後二〇年乃至三〇年の後一〇〇、〇〇〇人程度に達し得る豫想の下に伸縮力ある計畫を樹つるものとす

三、市街計畫區域及び地域制

市街發展の傾向を豫想するに北鐵線を境とし其の南部は地形概して低く雨期浸水することあるを以て舊河跡以南に對する膨脹性少く、又東方は牡丹江河流に近づくに從ひ低地たれば市街は主として寧北停車場を基準として其の南北兩地區を選び成るべく西北方寄の地域を利用すべく計畫し、其の面積は約三〇平方粁とし周圍に綠地帶を置きて不統制なる膨脹を防止するものとし都市計畫區域面積を約一四七平方粁として研究立案するものとす

地域制は地形及交通運輸の關係竝風向等を考慮し住居、商業及工業地域の三種に分つ

四、軍用地及び防空施設

軍用地は優先的に考慮を要す

防空施設として都市計畫區域の內外に亘り必要なる道路及空地を計畫するものとす

五、道路、上下水道其の他公共施設

（イ）道路面積は市街計畫區域面積の二五%程度とし其の幅員は最小七米とす

（ロ）上下水道は衞生上の見地より道路施設と相俟つて成るべく速かに施設し得る樣計畫するものとす

（ハ）公園、運動場、屠獸場、汚物處理場等の施設は各其の緩急を見計ひ逐次整備するものとし必要の地域を留保するものとす

六、北鐵關係

北鐵は滿洲國に歸屬するを以て將來ゲージを變更し統一すると否とに拘らず寧北驛一驛のみとして計畫するものとす

七、市內交通機關

主としてバス運行に依るべきも將來著しく市街の發展を來し且水力利用に依る電力供給の時期ある場合等に於て要す

れば當車の運行をも爲し得る樣豫め道路系統及幅員に付考慮を要す

別紙　乙

牡丹江都市計畫基礎要綱

第一　方針

牡丹江は北滿鐵道と圖寧、寧佳兩鐵道との交叉點に位し軍事上重要なる地位を占むるのみならず近時著しく人口增加し益發展を豫想せらるゝに依り、此の際適切なる都市計畫を樹立し以て將來の秩序ある發展を指導せむとす

第二　計畫基礎要項

右研究立案上の基礎要項を定むること左の如し

一、國防上、經濟上の判斷

牡丹江は鐵道交叉點たる要地に在ると共に軍事上の要地たる牧河を近きに控へ牡丹江河流に臨み、將來開通すべき延吉―依蘭間の一等道路及哈爾濱―穆稜間の二等道路に沿ひ所謂四通八達の要衝にして從來木材の集散地として知られ、又未だ調査了らざるも寧安縣下牡丹江流域は相當有望なる鑛物埋藏地と稱せられ、尙鏡泊湖附近の水力利用に依る電力供給に付ても考慮せらるゝを以て、將來地方的物資の集散地として且小工業地として將又北滿東部に於ける商業中心地として相當の發展を期待せらるゝのみならず、附近一帶の大豆及小麥の集散地且縣城の所在地たる寧安及將來の滿洲國國立公園の豫定地たる鏡泊湖附近の景勝地に近きを以て、北滿東部の重要地たる素地を有するものと判斷す

二、計畫區域內の人口

（イ）現住人口

現在人口は北鐵線の南北兩市街地を通じ約五、〇〇〇人に近く之に附近兩家子、謝家溝其の他の部落を合すれば少くも七―八、〇〇〇の人口あり

（ロ）將來の豫想人口

從來正確なる統計なき爲め既往の增加率明かならず加ふるに最近に於ける著しき狀勢の變化に依り將來を豫想すること甚だ困難なるも、差向五〇、〇〇〇人程度を豫想して計畫し尙今後二〇年乃至三〇年の後一〇〇、〇〇〇人程度に達し得る豫想の下に伸縮力ある計畫を樹つるものとす

三、市街計畫區域及地域制

市街發展の傾向を豫想するに北鐵線を境とし其の南部は地形概して低く雨期浸水することあるを以て舊河跡以南に對する眺眼性少く、又東方は牡丹江河流に近づくに從ひ低地たれば市街は主として寧北停車場を基準として其の南北兩地區を選び成るべく西北方寄の地域を利用して都市計畫を樹立す

其の面積は約三〇平方粁とし周圍に綠地帶を置きて不統制なる膨脹を防止するものとし都市計畫區域面積を約一四七平方粁として立案す

地域制は地形及交通運輸の關係竝風向等を考慮し住居、商業及工業地域の三種に分つ

四、軍用地及防空施設

昭和九年三月十三日
關東軍司令部

軍用地は國防上の要求に基き優先的に之を占取す
防空施設として都市計畫區域の內外に亘り必要なる道路及空地を計畫するものとす

五、道路、上下水道其の他公共施設

(イ)・道路面積は市街計畫區域面積の二五%程度とし其の幅員は最小七米とす
(ロ)　上下水道は衞生上の見地より道路施設と相俟つて成るべく速かに施設し得る樣計畫するものとす
(ハ)　公園、運動場、屠獸場、汚物處理場等の施設は各其の緩急を見計ひ逐次整備するものとし必要の地域を留保するものとす

六、北鐵關係

北鐵は滿洲國に歸屬するを以て將來ゲージを變更し統一すると否とに拘らず寧北驛一驛のみとして計畫するものとす

七、市內交通機關

主としてバス運行に依るべきも將來著しく市街の發展を來し且水力利用に依る電力供給の時期ある場合等に於て、要すれば電車の運行をも爲し得る樣豫め道路系統及幅員に付考慮を要す

八、以上要項に基く牡丹江都市計畫概要圖　別紙

「牡丹江都市計畫要綱案」竝「牡丹江都市計畫實施要領案」聯合打合會結果報告の件

昭和十年五月二十四日

第三部都市計畫班
近藤政光

經濟調査會委員長殿

首題打合會に當り第三部主査竝小職出席したるに付其の結果報告次の如し

一、日時　昭和十年五月二十三日
一、場所　新京關東軍司令部會議室
一、出席者
　植木關東軍顧問
　村治中佐（交通監督部）
　奥田中佐（同）
　佐藤工務課長代理（同）
　山本少佐（線區司令部）
　平田參謀（第一課）外航空、步兵各將校一名
　秋永少佐（第三課）
　第三　會議議事錄

鈴木一等主計（第三課）
富家二等主計正（經理部）
蘭部民政部技佐
滿洲國財政部員其の他四名
大使館　一名
田邊建設局次長
大岩鐵路總局附業課長代理
島鐵路總局新京駐在員
伊藤經調第三部主査
近藤經調第三部調査員

一、植木顧問議長となり午前九時三十分開會

（一）　牡丹江都市計畫案議事經過

植木議長開會を宣したる直後伊藤第三部主査の本會合の性質に關する質問により、本打合會は昭和八年十一月十一日決定の關東軍内に設置せられたる都市計畫委員會により決定すべき行動前の關係者打合會と承知せられ度、從つて大體の打合せを了し成案を得れば右都市計畫委員會に本案を諮り之に依り決定したるものは司令官の決裁を得滿洲國に指令すべしと前提し、牡丹江都市計畫案の說明に入る

計畫案は曾て當會第三部草案として提出し置きたる計畫案を基とし關東軍に於て作製立案せる別冊―省略―計畫案に

して、小職代つて之が說明をなし案の質疑應答に入り逐條審議打合せを行ふ。其の主たる質疑竝打合せ決定左の如し

一、鐵道宿舍用地は計畫に擧げられたる面積甚だ狹し。牡丹江には近く鐵路局の設置さるゝの外工務段、營務段等各種の鐵道從業員の駐在し其の數約三、〇〇〇戶人口一二、〇〇〇人を算すべし。之に對する宿舍用地の考慮如何

一、又之等が宿舍は曾て東支鐵道に於ける露西亞人宿舍の規模に劣らさる可及的寬濶なる舍屋を基本として計畫されあるや如何、充分餘裕ある計畫案の樹立を希望す

（右に對しては社宅用地の不足面積は適當の住居地域内に選定すべく決す）

一、糧棧用地を鐵道用地とするは滿洲國に對し將來に支障點多し。鐵道用地より切離すを要す

一、糧棧用地なる字句が適當ならず。同用地は構内用地に含めては如何。主として鐵道用倉庫地として利用する面積多し

（右に對しては糧棧用地なる別箇の用途地區を揭上し之が用地の經營は追て協議することに決す）

一、軍用集積場に付交通監督部と經理部との間に觀念の相違あり軍用上竝操車上の應答あり

（右の結果集積場所近の計畫に就き更に軍部内に於て協議訂正すべく決す）

一、縣廳竝其の他重要建築物の計畫地

一、滿人學堂の少數なること

一、共同河岸荷揚場の計畫

（其の他に亘り質問あり夫々岡上應答をなし、共同荷揚場は南工業地の入江に面する一帶の地を豫定すと答ふ）

一、鐵道專用木材荷揚場の考慮ありや如何

（右に對しては當局と協議計畫豫定すべく決す）

一、公共施設用地は圖上のみにては不足なり修正を希望す

（右に對し廣範圍に亘る各種公共施設用地は勿論豫定し置くの必要あるも本案の如き大綱的のものにては夫等を全部網羅するは困難なり、從つて公共施設用地の面積は計上面積よりも增加すべきは當然と認めらるゝ處なるが今後の細部計畫にて協議研究することに決す）

一、上水道は當分鐵道給水施設に據り將來必要に應じとあるは之を「速かに」と訂正を希望す

（右は其の儘訂正に決す）

一、日本領事館用地を是非計畫事業主體に於て考慮計畫されたし

（右計畫考慮に決す）

以上の如く質疑應答を重ね各附記の如く議長之を決し正午十二時十五分打合せ終了す

（引續き計畫實施要領案の打合せに入る）

（二）牡丹江都市計畫實施要領案打合議事經過

植木議長鈴木一等主計に本案を朗讀せしめ先づ要旨の朗讀了るや之を諮る

大岩總局附業課長代理、鐵路總局の各種土地及其の經營に對する沿革より說起し、內外各處に於ける鐵道附屬の土地經營を例證し諄々として鐵道培養の土地經營事業の必要且有利なるを說き、善良なる管理者の立場より極力局有地の滿洲國移管反對を力說す。但し滿鐵附屬地を再現せしむるものに非ずして單なる土地經營のみにて行政權に就て關する處なしと附言す

之に對し稅制の統一、治外法權の撤廢の觀點より、或は局有地を除外せる牡丹江都市行政の薄弱意味を爲さゞること竝都市計畫事業財源として最優良なる土地を局有地に保留さるゝ財源の苦痛等の觀點より滿洲國側の應說あり、各反對して互に讓らず。其の間に於て「直接」なる字句の削除により兩者の說を納めんとするの妥協說の提議ありて一層議論沸騰し、遂に案の根本要旨は軍に於て總局附帶業務の範圍等に就き打合せの上後日考慮なすことに逢着議長之を決す

次に要領の項を朗讀以後急速に進行して第五項を除き大體に異議なく第六項にて建設局の次に鐵路總局を入れ日本警察を領事に修正して本案は一應打合せを了す

午後一時三十分散會

牡丹江及鞍山都市計畫に關する軍打合せの件報告

昭和十年十月二十三日

經濟調査會第三部
小川卓馬
近藤政清
廣瀨一光

經濟調査會委員長殿

首題の件に關し十月十八日關東軍參謀部第三課より經調都市計畫班關係者至急出頭方經調新京出張所より電話ありたるに依り小職等翌十九日第三課に出頭せし處、曩に民政部協議會にて決定せし議案に基き民政部に於て作成提出せられたる牡丹江都市計畫案（說明書及圖面）を示され、二十一日午前迄に擔當者としての意見提出方を命ぜられたるに依り經調案を參酌して之が調査を爲し、不備と認むる點左の通り修正意見を附し二十一日午前第三課に出頭說明し置きたり

（一）計畫圖に對する修正意見

牡丹江驛南側地區に對し

（イ）撥河に達する現在の國道は鐵道工場敷地西方にて打切られあるも、原案（卽ち經調案）の如く鐵道工場敷地東端迄成るべく直線にて通じ撥河架橋點に達せしむること

（ロ）牡丹江驛南方市街地に小廣場を配置すること（防空上の必要）
（十年五月二十三日軍打合會の提案參照）

（ハ）南方大公園と市街地との連絡架橋點を明示すること（原案の位置參照）

（ニ）飛行場北側現濱綏線の北方に東西の方向に計畫しある一二米道路は幹線として圖示する程重要たるものに非ざるも、强て設定を要すとせば鐵道廢線敷地に移設したきこと

牡丹江驛北側地區に對し

（イ）東北方勃利方面に通ずる路線は原案を參照し西方二二米道路に圓滑に連絡する樣南方に移設計畫すること

（ロ）路線的商業地域の奥行一般に廣く圖示せられ裏通に片側商業地區を構成されあり圖示上考慮のこと

（ハ）西方に於て原案に示せる斜線路は國道に準じたる重要幹線なると共に軍の出動等に對し必要路線なるが故に原案に準じ存置すること
從て此の附近路線は原案に準じ變更を要するものと思はる

（ニ）右の結果無電用地は之を西方に移すこと

其の他

圖面著色の色別は從來の例に從ふこと（哈爾濱都市計畫圖參照）

（二）說明書に對する修正意見

說明書は要綱說明書と計畫案との二種に分ち經調案を前者に充て新に詳細なる計畫說明書を作りて計畫案とせるも、其の內容殆ど一致し且軍の希望は前例に依り兩者を合したるもの一種にて可なりとのことなりしを以て兩者を適當に

取捨し一種に取纏めたるものを提出せり

備考

一、圖面及說明書は原本を其の儘軍に返還したるに依り本報告には添附せず

二、鞍山都市計畫案に付ては目下軍部各方面の意見取纏中にて下打合せを爲す程度に至らざりき

三、近藤調査員は用務終了の爲め二十日歸社したり

關東軍第三課と經調都市計畫班との打合事項

昭和十年十月
第三部都市計畫班

昭和十年十月一日、二日の兩日滿洲國民政部主催の下に開かるべき佳木斯、牡丹江、錦州及洮安の都市計畫協議會に先ち一應左記事項に付軍部と打合せ置く要あり、小川都市計畫班主任九月三十日軍參謀部第三課に鈴木主計を訪ひ下段の通り軍の意嚮を慥かめたり

（一）　今回の民政部に於ける協議會開催に付ては軍に於て諒解あるものか否か

軍としては諒解したるものに非ず
今回の協議會は民政部に於ける研究會と認む

（二）　牡丹江の都市計畫案に付ては經調の立案に基き既に軍に於ける聯合打合會に於て大體の決定を見たるものなれば今後は軍の都市計畫委員會に附議すれば足るものと思ふが今回の民政部案との關係如何

牡丹江の都市計畫案は既に軍の聯合打合會に於て大體の決定を見たるものなれば今後は軍の都市計畫委員會に附議すれば足るものなり

（三）　民政部協議會にて決定せるものと雖軍の都市計畫委員會には附議せしむる要ありと思料するが如何

軍の都市計畫委員會に附議せしむべし

（四）　今回の協議會に臨み經濟調査會員として意見を述べ差支なきや

何なりと述べて貰ひたい

尙民政部協議會は十月二日終了せるも軍參謀部第三課より出席者なかりしを以て十月三日折下囑託及小川都計班主任の兩名第三課に鈴木主計を訪ひ、會議の狀況を報告すると共に今後の都市計畫事務聯絡に關し左記の通り打合せたり

（一）牡丹江都市計畫の件

協議會に提案の牡丹江都市計畫案は部分的には軍の打合せ決定案と相異なる點あるも主要部分は該決定案に據るものにて大體に於て前案を補正したる程度のものなれば、滿洲國側の希望通り今回の協議會は牡丹江に關する限り軍打合會の延長と認め今回の協議決定案を以て最後案として取扱ふこと

（二）「省略」

B. 經濟調査會關係

牡丹江都市計畫に關する件

（經濟調査會打合會議錄）

昭和十年四月
第三部都市計畫班

一、日　時　昭和十年四月八日　自午前九時三十分　至正午
一、會　場　經濟調査會會議室
一、出席者

鐵路總局側	田邊附業課員
	中村工務課員
本社側	鈴木建設局計畫課長
	鈴木建設局計畫課員
	西畑建設局計畫課員
經調	田所副委員長
	伊藤第三部主査
	小川第三部員
	本庄第三部員

一、小川第三部員より經濟調査會計畫案の概要を說明協議に入る

近藤第三部員
慶德第三部員

決定要旨

1、計畫の規模

經濟調査會案は牡丹江將來の人口を約一〇萬程度と見ての計畫なるも地理的其の他の關係より見て將來の人口は三〇萬に到達するの時期到來す可しとの觀測を爲す向あるも、現在としては何等信ずべき見透しもつかざるを以て大體原案に依り進むことゝし必要に應じ何時にても擴張し得る樣計畫し置くこと

2、鐵道用地の保留

總局買收地の內實際鐵道に必要なる土地以外の土地は將來滿洲國に管理經營せしむることゝなる模樣なるに就ては此際用地は相當廣く保留し置くの必要ありとし左記の通り決定

a、鐵道工場豫定地
　工業地域の鐵道北側
（鐵道工場の要否及要するとせば其の用地區域等總局の方針を決定中村工務課員より回答ある筈）
b、辦事所豫定地
　寧北驛前
c、局宅豫定地
　寧北驛北側及女學校豫定地西側
d、ホテル豫定地
　寧北驛前
e、病院豫定地
　南日本人小學校豫定地西側に變更

3、ヤード擴張の爲め街路網一部變更

永久的には非ざるも輸送の關係上ヤードの擴張を要するを以て集積場南側一部街路網の變更を爲すこと

C. 民政部關係

民政部主催「佳木斯、牡丹江、錦州、洮安都市計畫協議會」（於新京中央銀行倶樂部）に關する議事摘錄

昭和十年十月
第三部都市計畫班

第一日

佳木斯都市計畫協議　　午前九時開催

清水議長　議事に入るに先ち本會議を開催せる理由竝性質を商言す。本協議會は康德二年九月二十六日ハルビン都市計畫會議の終了に當りて、西尾參謀長の言に「將來滿洲國に於て軍の都市計畫委員會に代るべき都市計畫委員會が出來た場合は斯種計畫は該委員會をして審議せしむる云々」と申されたことに基き、滿洲國としては其の後機關の充實及法令の制定を急ぎつゝありて法令も近く制定を見る迄に進み居る次第であるが、滿洲國機關の漸く充實し來れるに從つて今日數箇都市の都市計畫案の出來せる爲めに關係各方面の御意見を各案につき御開陳を仰ぎ案の完成決定に向つて一步を進めむとするにある。卽ち本協議會は將來生れる滿洲國都市計畫委員會又は關東軍と滿洲國との聯合都市計畫委員會に提出する前に於ける研究會と御承知を願度し

小川委員　議題に入る前に御伺ひしたいのですが牡丹江の都市計畫が此の研究會に提出せらるゝ樣なるが、牡丹江都市計畫は先般關東軍に於て一應の打合せを行ひ今日では最後の決定會議を待つ迄に至つて居るが之と本協議會とは如何なる關係を有するや

近藤科長　牡丹江計畫案は曩に滿鐵經濟調査會に立案を委囑し之に依り先般の關東軍に於ける第一回の打合會が行はれ其の結果大體の大綱の御指示を受けたのであるが、尙細部關係の研究が殘され居り此の細部研究を遂げ補正せる研究案が今席に上されるのであつて卽ち仕上案の再協議と御承知願度し

小川委員　然らば軍打合會の延長と心得て宜しきや

近藤科長　左樣であります

小川委員　其の點關東軍の諒解ありや

近藤科長　關東軍に特に諒解を受けては居りませぬが前申しました通りの精神に依り本會議を行ふものでありますから此の席で御諒解を願ひ度い

小川委員　今後も各都市の計畫も總て今日の如く民政部の協議會を催さるゝ趣旨なりや

近藤科長　滿洲國も追々建國當初と異り來り民政部も追々充實して來ましたので、大綱は兎に角細部は民政部が行ふものであると謂ふ處より今後は此の方針で行きたいのであります

牡丹江都市計畫協議　　午後二時開會

清水議長　牡丹江都市計畫案に就き開會を宣す

116471

小川委員　本計畫の協議は軍打合會の延長との說明であるが後程參謀部第三課とも連絡をして戴きたい。然らざれば事務的に見て間違があつては面白くない

又今後に於ける各地の都市計畫は民政部で立案するものと經濟調査會が軍の補助として立案する箇所と成るべく重複しない樣十分軍部とも連絡を取て戴きたい。此のことは計畫事業進行上に有利であるから希望を申入れる

議長　追て連絡及御相談を致すことゝします

近藤科長　案の說明に入る

山田事務官　計畫人口の增加率は如何にして定めたるや

近藤科長　新國家建設後の特別狀勢に據りたるものにて過去の統計は特に意味を有しない故に鐵道竝各施設に基き達觀的に定めたるものなり

山田事務官　鐵道竝諸他の急激なる發達により今日になつた此の增加趨勢を三〇年に當嵌めるのは不可なりと思ふ

近藤科長　年々三、〇〇〇人の增加は牡丹江究極の人口を摑んで年々に割當てたのである。或る方面の意向は大體一〇〇、〇〇〇は少ないとの意見があります

中村總局設計主任　本計畫地內に無電用地がないが發信九〇、〇〇〇平方米、受信一〇、〇〇〇平方米の用地が必要なり。其の位置は尙研究中にて追て提議することを承知せられたし

近藤科長　各方面相談の上取定めたし

本計畫に表はせる鐵道北側地區は尙鐵道の擴張を要する如くなれば北側驛前廣場は廢止することにします

近藤經調員　街路網の幹線中現在國道として牧河に達して居るものが削除された爲め工業地區と市街は公園を狹んで交通路がない。此の方面は新に架橋される牧河の牡丹江橋梁に達するに對しても市の中心部から直に連絡に便である。幹線街路は計畫し置く必要ありと思ふ。又市の南方卽ち牡丹江右岸にある多數の部落に連結する交通幹線がない。之も併せて設置の必要ありと思ふ

近藤科長　結構な路線です計畫に挿入します

鐵道との交叉は大體四箇處で高低交叉を行ひます。當分は平面交叉であります

鈴木技師　西端踏切は長さが七—八〇〇米もあり之を高低交叉では困る。平面交叉でも隨分支障多き地點である

近藤科長　高低交叉は悉くの處には適用困難である樣ですから取消します。併し只今の箇處は直線でなくとも少々曲折がついても踏切は必要であります

平田參謀　此の計畫の守備隊の位置は驛より五〇〇米以內なる原則上から見て遠過ぎるから最初の案の如く更に近く選定されたい

近藤科長　では驛西方の幹線踏切路に接しないで守備隊用地を選定することにして諒解願ひます

驛東方の踏切箇處は各方面から（軍及省公署）申入れもありますから此の位置を驛から七〇〇米の處に選んで貰ひたい

鈴木技師　其の踏切は現在でも近い位で鐵道の擴張には之以上更に東に遠く離したいのであるから困難である

近藤科長　夫れでは希望が反對になるから取消します

平田參謀　競馬場が飛行場に接することは互に良くない

近藤科長　移轉を考慮します

平田參謀　此の計畫の飛行場は前の計畫より二〇〇米計り南に寄つて居る。南に寄ると土地が下つて居り飛行場として早速に使へない。使ふにしても土工費が多額に要るから現狀を移したくない。併し餘り鐵道に接することも良くない

近藤科長　北に移すと朝鮮人街が接して來る

山田事務官　夫れは人家である、高い建物はない

近藤科長　人家でも飛行機の發著する勾配は五〇分の一位の餘地がいる。一〇分の一ではいけないと謂ふ軍の希望である故に南に移した次第である

平田參謀　現在の位置は土地平坦であり勁きたくない

近藤科長　競馬場は墓地の西に東西に長く横に移轉します

平田參謀　飛行場は現在の處として朝鮮人街の高い家は毀す樣にしたい

近藤科長　では飛行場は北に一五〇米引戻し原案の位置にします

山田事務官　屠殺場、汚物處分場の計畫如何

近藤科長　夫れ等の計畫は目下調査中なり。至急施設に著手す

平田參謀　掖河及南方飛行場に至る橋梁は何時架橋し終るや

町田工務科長　掖河は來年の雨期後西方のものも秋中に架橋し終る豫定なり

牛島濱江省總務科長　都計の順序實行方法如何

近藤科長　都市計畫法等の根本は未だ出來て居らない。夫れが出來れば更に市街建築物其の他細部の實行方法を定めるが大體は計畫を取定めること及事業の實施とに大別されて居る

一、計畫に就ては取急ぎ定めるが牡丹江、佳木斯の急進的なものは最も急ぐと同時に事業も施行する。實行には財政部の援助に依り資金を得縣に貸付けてやる。舊都市にては直接國庫が援助するには財政貧弱で不可能なる狀態なり。故に將來の都市施設改良に手が廻らない。之は漸次財政の豐かになるを待つて行ふことゝする

一、計畫の取定は滿鐵の經濟調査會もやるが民政部もやる。然し何れも協議會にて打合せ軍の都市計畫委員會を通じ之で定まつたものを政府部內に諮り公布するの順序となる

一、現地に對しては牡丹江、佳木斯の如く鐵道、軍用地、主要街路、地域其の他大體の大局的見地のものを定め、小街路及施設の小なるものは現地に委せる積なり

一、事業遂行には計畫の何處を先に著手するかは各般のものを各舊都市の實情に照し民會其の他を入れた現地委員會を作り進行したい

省公署　總局で作つた計畫と民政部の計畫と二樣あり相違せる點は如何にするか

近藤科長　區々たる一局部の打合せはときに行ふが最後的のものは斯樣なる會議を經て決定さるゝものである

省公署　用地關係は如何

近藤科長　純粹の鐵道用地は鐵道で管理し其の他のものは民政部で管理することに軍との諒解を有して居ります

牛島科長　牡丹江驛の南方計畫に於て總局にて建てられたるものが公共用地內に多數あり之は公共用地の選定換を爲せばよいか如何

近藤科長　此の方面は總局と地畝局とにて計畫を樹て實施されたもので、本案の立案當時は之を對照して行ふの暇な

かりし爲め斯かる相違を來したるも中心部は實狀に照し訂正するの意向なり

牛島科長　舊線路用地は縣公署、警察等の用地にしたし。大體用地面積の三分の二を使ふ希望あり

中村設計主任　廢線敷は幅六〇米の狹少なるものなり

近藤科長　一應省の意向も研究します

牛島科長　清水部隊の現在居るところは學校又は住宅地となつて居るが現地の軍は此の地の保留を希望して居る

平田參謀　夫れは未だ軍全體の希望ではない、又縣公署等を廢線敷に作ることは面白くない。前の打合會では驛の北側に決定したでないですか

牛島科長　縣公署は北側にしますが辦事處は廢線敷に作る

平田參謀　いや辦事處と雖北側に作られたい。守備隊も北側に自由な廣い土地があるから强ひて今の土地を必要としない

牛島科長　清水部隊は今の土地を單に軍用地として必要として居る樣です

山本少佐　鐵道に關する牡丹江計畫の打合せはよきや

總建設局　各大體昨日打合せを遂げた積なるも尙細部は引續き行ひます

議長　第一日の閉會を宣す

午後四時四十五分

第四　往復文書

滿洲國都市計畫施行に關する件

特務部發第二〇三號
昭和九年二月十二日

關東軍特務部長　小　磯　國　昭

滿鐵經濟調査會委員長　十　河　信　二　殿

首題に關し客年十一月十七日附特務部發第一九〇三號を以て研究立案方依頼致し置きたる處第一號都市中に牡丹江を第二號都市中に四平街を追加御處理相煩度し

「參　考」

特務部發第一九三〇號

滿洲國都市計畫施行に關する件

（編纂者―　北安鎭都市建設計畫案第四往復文書―一九頁―に採錄せるにつき省略す、同頁參照）

牡丹江都邑計畫立案要綱に關する件

康德二年三月二十八日　　民政部土木司都邑科長

滿鐵經濟調査會第三部宛

本都邑計畫立案に關しては軍に於て貴部近藤氏と御打合申候以外の事項に就ては當方としては左記希望を有し候間御含みの上立案進められ度圖面九部添付願上候

追て其の後第三課に於て牡丹江事業計畫に關する打合あり其の會の空氣によるに牡丹江計畫は單に軍用地竝一般計畫の骨組に止まらず精細なる計畫案を至急に完成せねばならぬ模樣に有之候

一、〇〇、〇〇〇人（但し三〇年後の人口を豫想す）

備考　豫想人口算出基礎左の通り訂正

都邑名	人口	鐵道	道路	水運	農耕地	政治	軍隊	史蹟景勝	工鑛業	計	（計）	毎年の人口增加數
牡丹江	六、八〇〇	六〇	五〇	一〇	二〇	一〇	五〇	〇	三〇	三〇六	九三、五〇〇	三、二三〇
將來三〇年後增加人口											九七、〇〇〇人	
現在人口											六、〇〇〇人	
三〇年後の豫想人口											一〇三、〇〇〇人	

（備考）縣公署は將來寧安より牡丹江に移るものと云ふ

一、都邑計畫區域

軍指示區域は若干廣汎に過ぎるの嫌ある故西方は練兵場外周道路を境とし、北方は市街計畫區域外約二粁幅の緣地域を取り、東方は掖河驛外約一粁迄の區域を取り南方は牡丹江右岸に平行に約二粁程度を取りたるものと致度し

一、市街計畫區域

本部の規定なる都邑計畫標準に基き豫想人口を收容し得るに適當なる範圍と致度し

一、市街計畫區域外の主要部落計畫（都邑計畫域內）

現在相當人口の密集せる新掖河部落は牡丹江に運搬せる小市街として計畫し其の他緣地域內に現存すべき相當なる小部落は之れを白紙として存置し無統制なる膨脹を區域的に制限するに止め置く

一、其の他一般事項

其の他計畫一般事項に付ては總て本部都邑計畫標準によられ度し

牡丹江都市計畫に關する打合會開催の件

（電　報）

昭和十年四月五日

鐵路總局長宛

經調委員長

來る四月八日午前九時より經調會議室にて「牡丹江都市計畫に關する打合會」開催致すに付貴局附業課關係者及工務處鐵道關係者各一名出席方取計乞ふ（旅費經調持ち）

（返　電）

昭和十年四月六日

經調委員長宛

鐵路總局長

五日二三五號電返八日開催の牡丹江都市計畫打合會には中村工務課保線係、田邊產業係員出席す

牡丹江都市計畫立案に關する議事報告書の件

總局務庶三五第八四號六の二

昭和十年四月五日

經濟調査會委員長宛

鐵路總局工務處長

昭和十年三月二十七日附經調文三四第一七號を以て御送付の首題の件に關し牡丹江都市計畫概要圖を參照致し度に付該圖面一部送付方御願致度し

牡丹江都市計畫立案に關する件

經調都三五第一號
昭和十年四月十六日

鐵路總局工務處長　宛

經濟調査會委員長

四月五日總局務庶三五第八四號六の二を以て御申越に係る首題計畫圖は當方にも鉛筆書程度の原圖一葉のみにて御送付致兼ぬるに依り御諒承願度尤も右に付ては其後實地踏査の結果更に修正計畫せるものに付昨八日關係者打合會の際貴處より中村工務課員及田邊附業課員の出席を願ひ詳細打合を行ひたる次第たれば同氏より御聽取煩し度し

寧北（牡丹江）都市計畫圖面送付の件

（電　報）

昭和十年四月十六日

經調第三部主査宛

哈鐵線路課長

寧北（牡丹江）へ都市計畫（縮尺一〇萬分の一）飛行便にて至急送付乞ふ

寧北（牡丹江）都市計畫圖面送付の件

經調都三五第二號
昭和十年四月十七日
寧北（牡丹江）驛氣付
哈爾濱鐵路局線路課長宛

經濟調査會第三部主査

本月十六日附電報を以て御申越に係る首題圖面一葉送付す
追而本計畫は當部案を社内關係方面と打合せたる程度のものにて決定的のものに無之軍部とは目下打合せ中に付
右御承知置相成度爲念

牡丹江都市計畫案に關する件

經調三五第三號
昭和十年四月二十二日
計畫部長
建設局長　宛
總局長

經濟調査會第三部主査

本月八日經濟調査會會議室に於て打合せ致したる牡丹江都市計畫案其後打合せに基き別紙計畫面の如く修正を了したる處軍部より至急提出方を迫り來りしに依り去る十七日不取敢右修正案を經濟調査會第三部草案として提出致し置きたるにより右御承知相成度し
尚該打合せしたる草案を以て社内決定案と致度茲に承認を得度し

會議開催の件通牒

關參平經第二八八號
昭和十年五月二十一日
新京經濟調査會御中

關東軍參謀部第三課

五月二十五日午前九時三十分軍司令部第一會議室に於て別紙（會議席上配布）により牡丹江都市計畫に關し會議開催致度に付參集相成度
追て差支ある場合は代理者を出席せしめられ度申添ふ

出席者

顧問部　竹内顧問、荒川顧問、植木顧問
第三課　第三課長、秋山少佐、鈴木主計、高田囑託
第一課　奥田中佐
經理部　富家主計正
交監部　村治中佐、工務課長
大使館　花輪書記官
總務廳　松田主計處長
財政部　田中理財司長
民政部　清水總務司長、近藤都邑科長
經調　伊藤太郎、近藤政光
總局　伊澤次長外二名

第五　資　料

牡丹江都市計畫案（第三部草案）を關東軍へ提出せし結果報告

昭和十年四月十七日

第三部主査　伊藤太郎殿

經調第三部調査員　近藤政光

首題計畫案提出に關し十六日午前十一時新京關東軍司令部參謀部第三課に出頭し午後一時三十分より左記參謀部員列席の上計畫草案の大要を說明し併而右各部員の草案に對する希望意見を聽取し且つ今後に於ける牡丹江都市計畫決定の協議打合會に關し其開催豫想日程及招集者範圍の內達を聽取し午後二時三十分草案並に附圖提出を終り退出歸連せり

一、說明の際に於ける列席者

關東軍參謀部第三課　第三班長　秋永參謀少佐

同　鈴木一等主計

同　第一課　參謀少佐（某）

滿鐵經濟調査會新京在勤委員　高田精作

一、案の概評及希望意見

草案は大體に於て異議なく好感を以て受納せられたり

第五資料

但し案に對する希望意見としては

（一）　飛行場に接する市街地（住居地域）幅員約一五〇米内外の帶狀土地を非建築地として圖上に明示したき事

（二）　鐵道北側に設けたる守備隊位置は充分實地に就き研究の上決定したき事

（三）　守備隊司令部を豫想し將來は師團司令部となるも差支なき候補地の選定を次回迄に研究し置く事

一、計畫決定打合會に關しては其の開催豫定期日及招集者範圍を大體下記の如く内達あり且つ其際の說明者として經調に出席を願ふとの添言ありたり

打合會豫定期日　四月二十五日以後にて本月中

打合會招集者の範圍（左記）

關東軍參謀部各課

滿洲國各關係當局

滿鐵　各關係個所

同　經濟調査會

牡丹江都市計畫に關する鐵道工場提案に關する總局工務處長よりの電話回答

昭和十年四月十三日

一、牡丹江都市計畫上に鐵道工場を提案計畫するは鐵道營業上よりは大なる必要なし

一、寧北、哈爾濱間をスタンダードゲージに變更したる場合に於て寧北、綏芬河間が五呎ゲージとして殘存するが故に、五呎に對する小規模の工場は修繕工場に含めて考慮するの要ありと認む

一、軍部に於ては集積場附近に於て戰時に於ける修繕工場を必要とする旨提案し居れり由て曾て提案打合せを行へる鐵道工場は土地保留の名義を借りる上に於て宿舍用地と併せて提議する事は差支へなしと思ふ。右工務處長意見として回答すと返事あり　（以上電話回答）

牡丹江都市計畫に關する根橋計畫部長の意見（筆記）昭和十年四月十日

鐵道の問題が先決問題であるが集積場の位置が適當なりやは大に研究を要する

一、哈爾濱方面より來る鐵道がスタンダードゲージに變れば圖們より來る線路に立體交叉せしめて合攻して驛に入るか、或は立體交叉の後圖們線に沿ふて機關庫の南を通り驛に入れ得べく、之により鐵道南側に市街地を多く取入れ得る

一、此場合に於ける集積場は國寧線北側、軍用地との間に選定する方が集積場として列車運轉上の困難を避け得られ都合よく思はる

一、驛北側は發展の可能性乏しく計畫の如き市中心らしき計畫は寧ろ避けたる方よろしからずや

一、貨物積卸場は驛北側となり四平街構內の如き設計とするを適當に思はる。從て此れに沿ふ市街は運送店、糧穀の類の集ると思考すべきなり

一、鐵道工場は寧北には恐らく必要なからん。全滿的に見て餘りに各箇所に設け過ぎる感あり機關庫に附屬する小規模のものにて可ならん。又若し設置するとせば今少し市街より離して設置したし

何れにしても鐵道が先決問題なれば總局の設備委員會等の決定せる意見に基き集積場を併せ考究して都市計畫を行ひたし

但し鐵道に關係なくして軍用地等の位置決定に關する都市計畫上の回答をする事は差支なく思ふ

牡丹江都市計畫案（建設局案）に對する私見

昭和九年八月八日
武居高四郎

牡丹江市街は今春現地を視察し其後停車場南側地區の市街計畫を委囑により作成し提出せし處なるが、今回拜見する處の計畫は驛北側に於て非常に大なる地區の計畫あり、斯る大範圍の市街が將來成立するものとすれば驛南側の計畫は自から變更を生ずべし。停車場は南向を北向に變更を要する。北側地區の說明は明瞭ならざるも相當なる發展を豫想すれば此の計畫案に於ける私見下の如し

（一）驛南側計畫に於て西方踏切前のブロックは交通のスムースなるを妨げる。變更考慮を要す

（二）東支、牡丹江驛の裏に打突かる新驛より南下する街路の中央部に公共用地を設けたるは宜敷も四隅にグリーンを配したい。又前回提出せしプランの主旨は此南側地區の各所に小公園を計畫して貰ひたい意を述べたり。必要なりと認む

（三）滿人居住地區のブロックは前回の提出案には普通より小にしたり研究を乞ふ

（四）驛北側の計畫地區中に飛行場を入れては如何であるか、現在の飛行場は不便なりと思惟す

（五）其他大體驛北側の地區は土地のレザーブを主とせる計畫とし大體の方向を示すに止める計畫にて充分なり

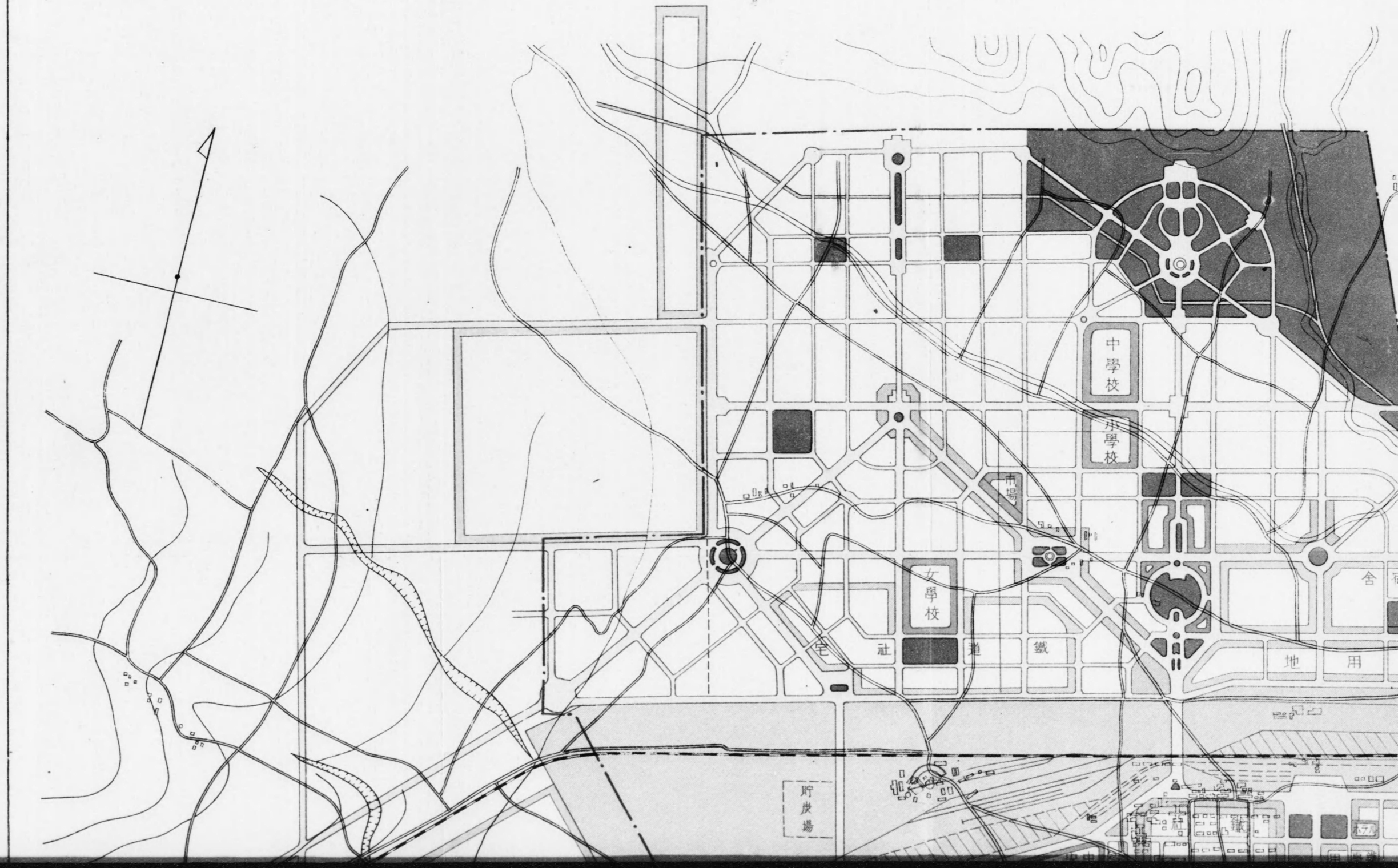
中學校
小學校
市場
女學校
宅
社
道
鐵
地
用
舍
貯炭場
ホテル

牡丹江都市

中學校
小學校
市場
女學校
社
道
鐵
舍宿
工場
鐵道
地用
道鐵

牡丹江都市計劃案附圖

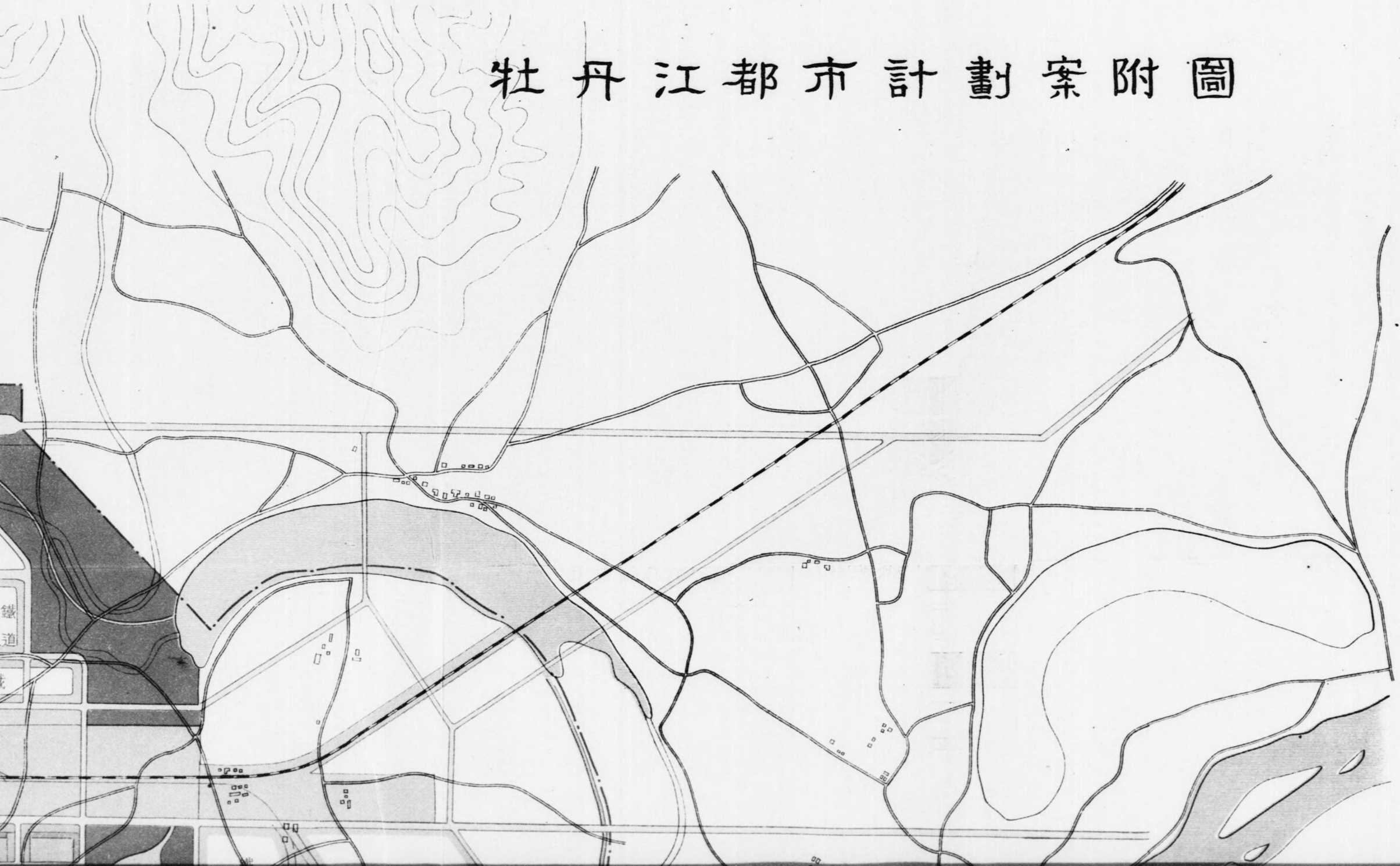

中學校
小學校
市場
女學校
鐵道社宅
舍
用地
貯炭場
中央市場
鐵道用地
小學校
病院
鐵道事務所
用地

中學校
小學校
市場
宿舎
鐵道工場
鐵道用地
鐵
中央市場
鐵道
ホテル
鐵道事務所
用地
病院
小學校
市場
鐵道工場滿人社宅
鐵道工場
屠畜場
塵芥汚物處分場

鐵道工場滿人社宅
鐵道工場
塵芥汚物處分場

飛
行
場
牡

至穆棱
至綏芬河
軍守備隊
牡
丹
江
凡　例
官公用地
軍用地
商業地域
工業地域
鐵道用地
公園及綠地
甲種住居地域
乙種住居地域

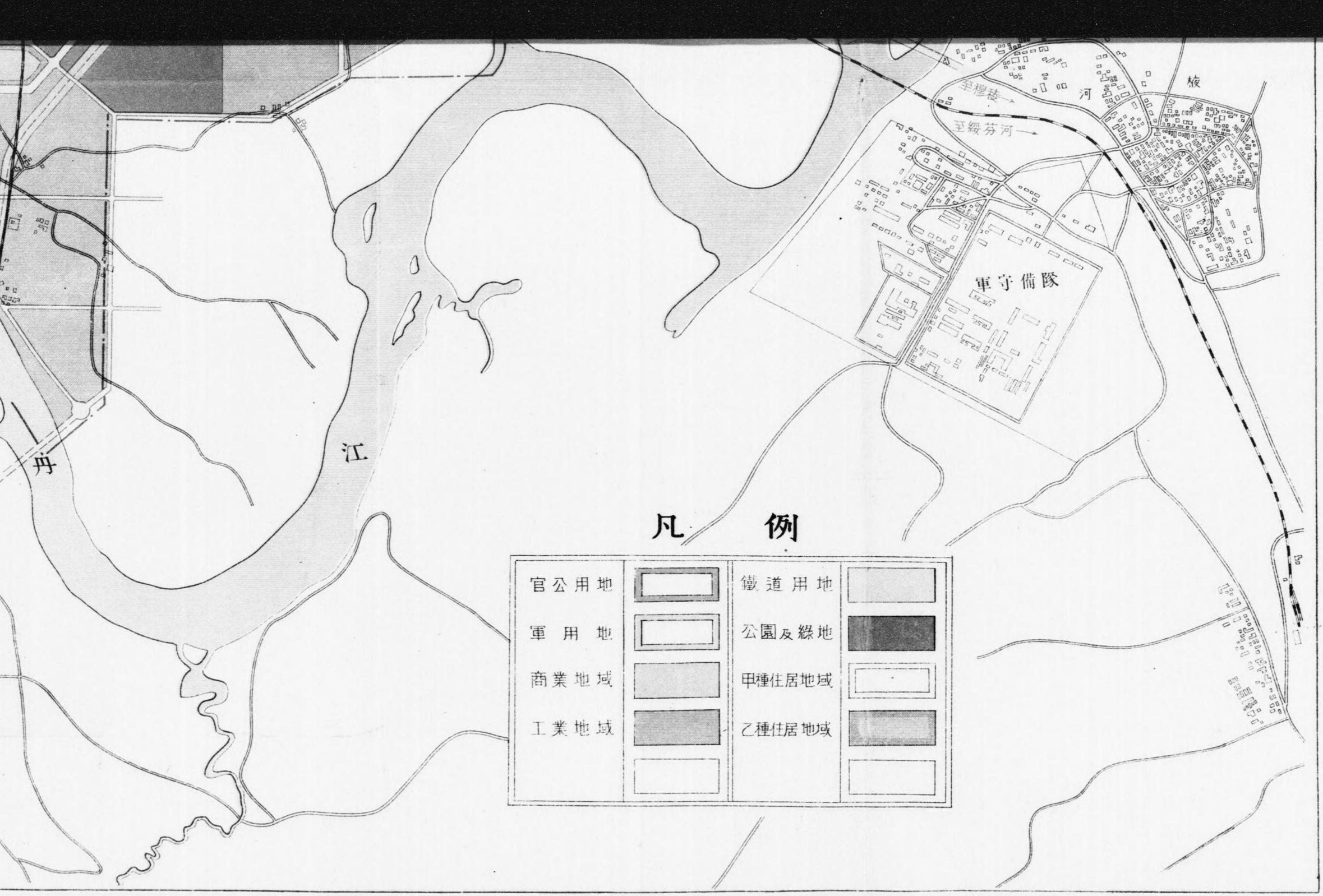

凡例

官公用地		鐵道用地	
軍用地		公園及綠地	
商業地域		甲種住居地域	
工業地域		乙種住居地域	

牡丹江都市計画一般圖

縮尺十萬分之一

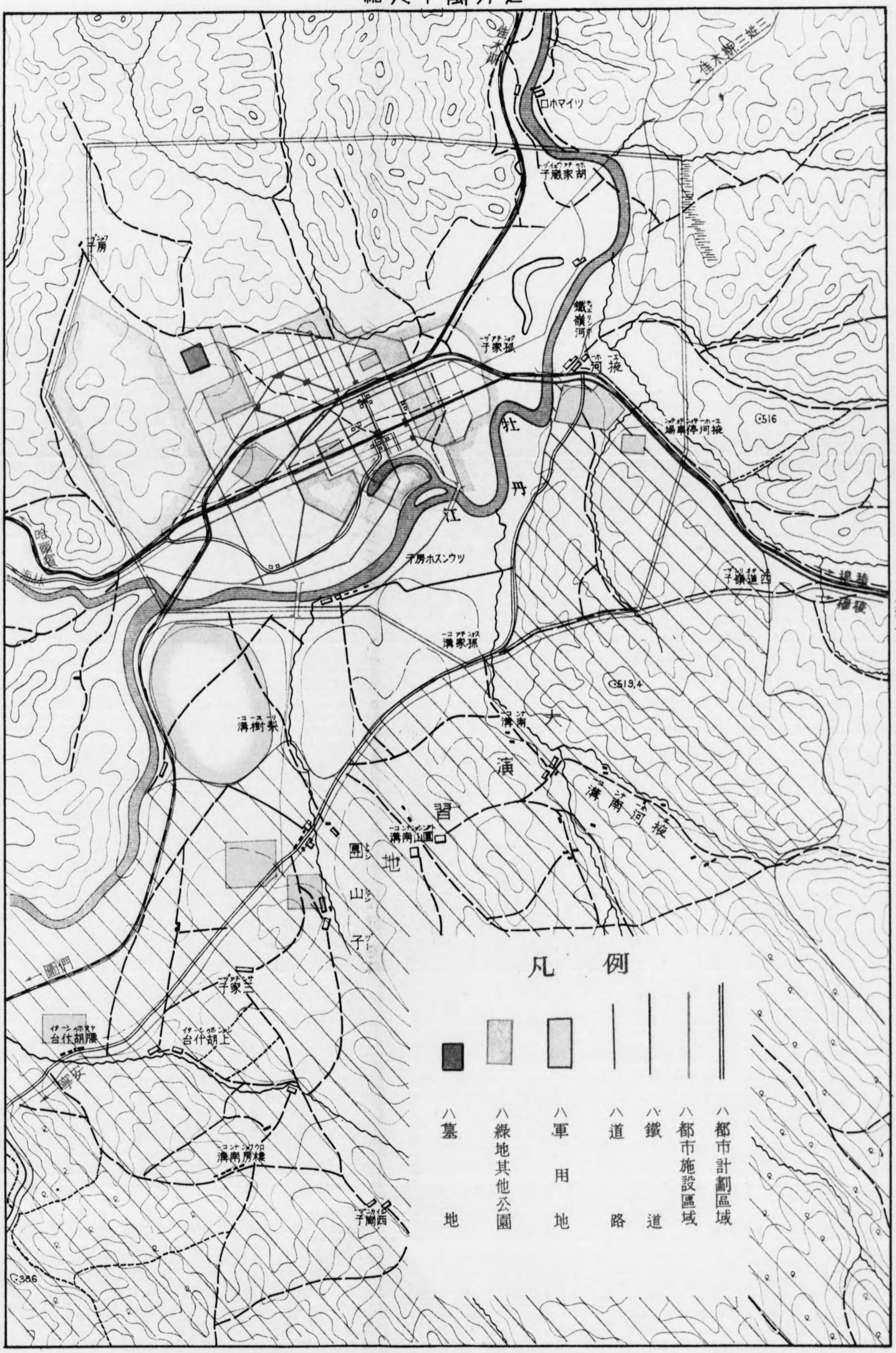

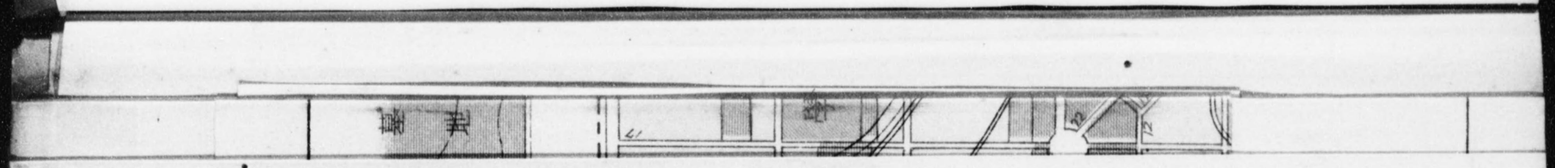

墓地
北山公園
軍
公園
寺廟
學
學
學
學
學
學
軍
軍
公

牡丹江都邑計

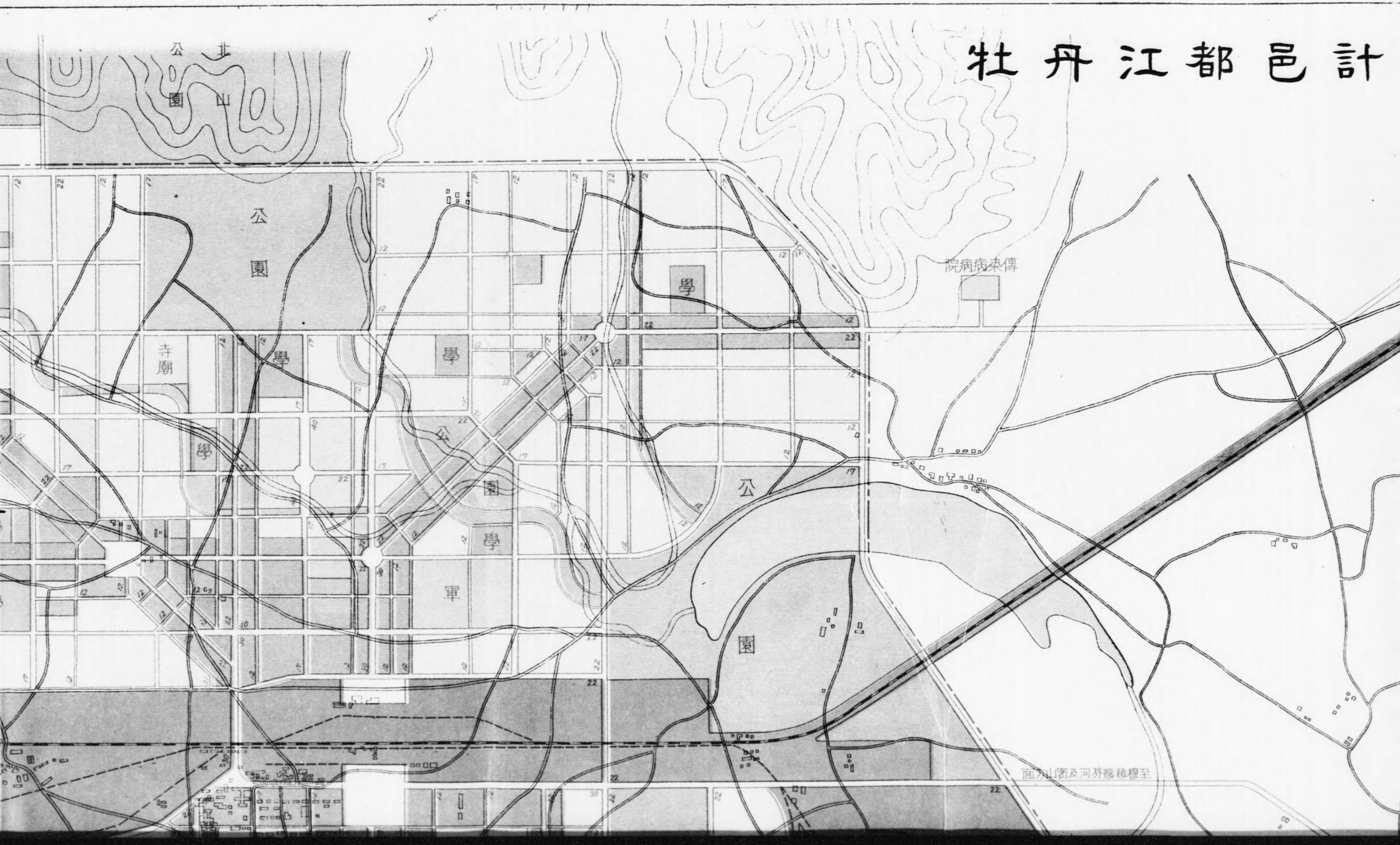

牡丹江都邑計劃案附圖

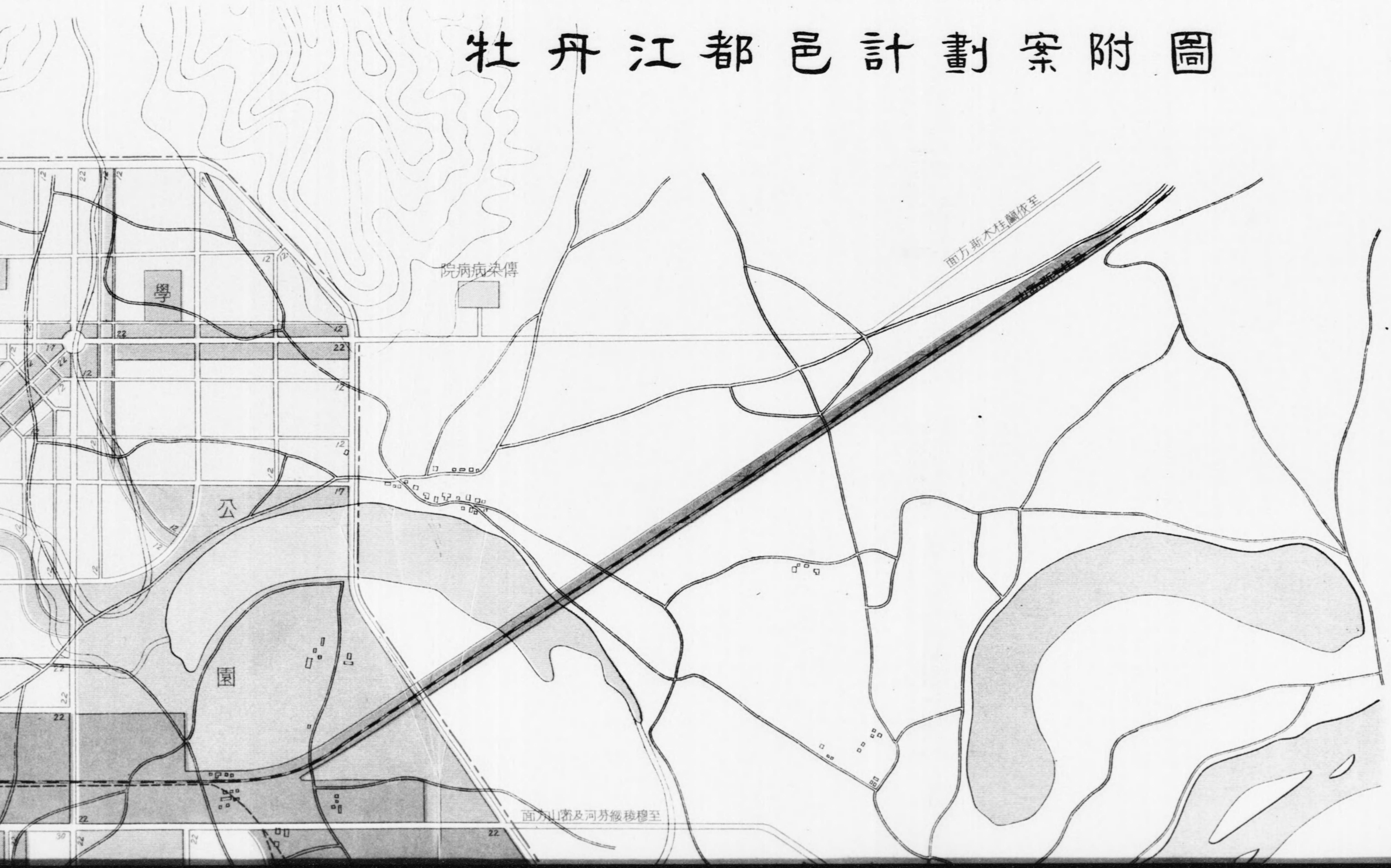

園
學
寺廟
學
軍
學
學
學
運動場
學
軍
軍
學
廟寺
學
至ハルビソ

園
學
學
公
園
學
軍
學
公
園
院病病染傳
面方斯木
面方山密及河芬綏稜穆至
墓地及火葬場
公
寺廟
運動場
學
園
運
學

傳染病院
學
公
園
墓地及火葬場
公
寺廟
園
運
學

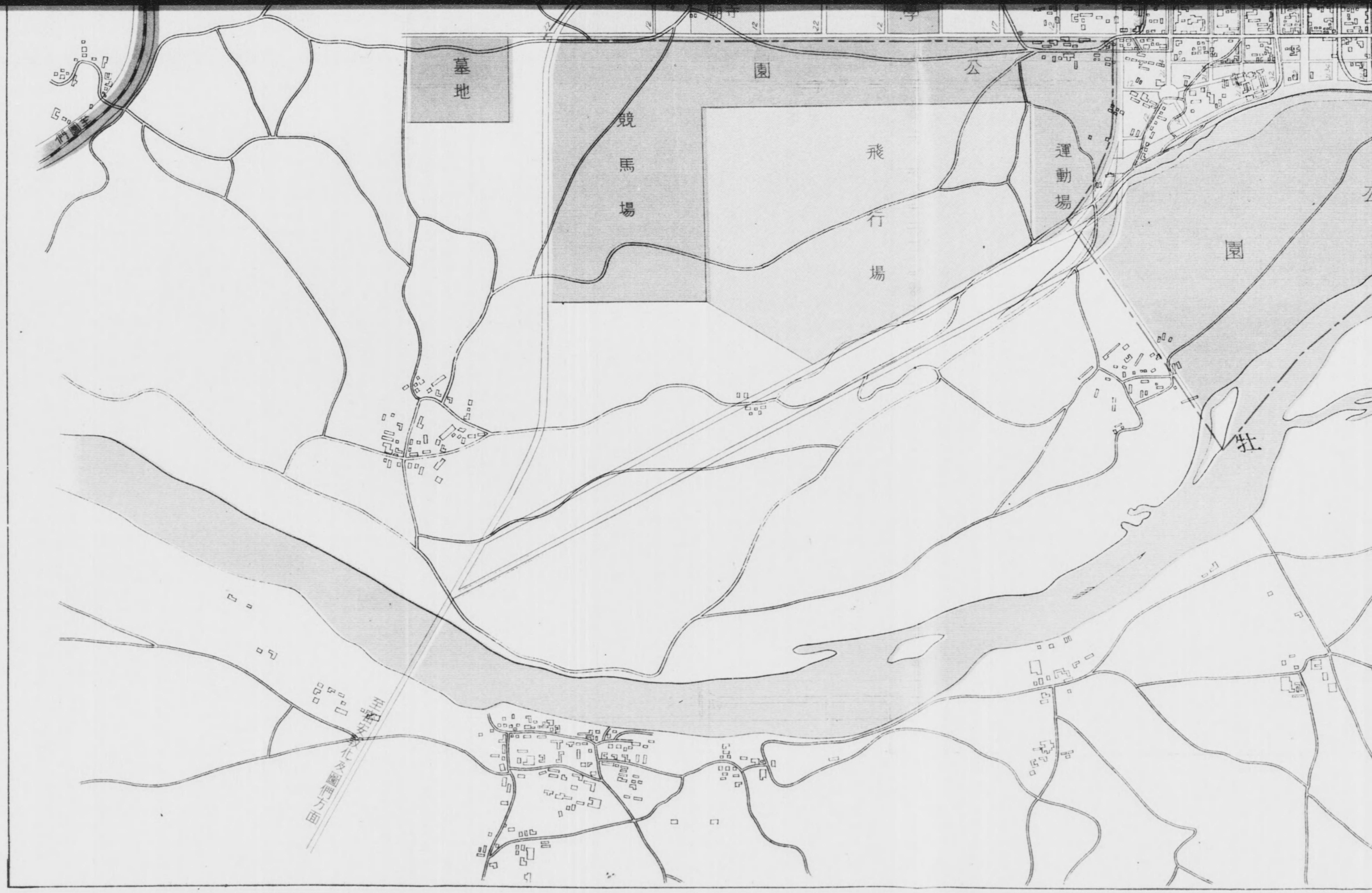

墓地
競馬場
飛行場
運動場
園
公
園
牡
至圖們
至安化及圖們方面

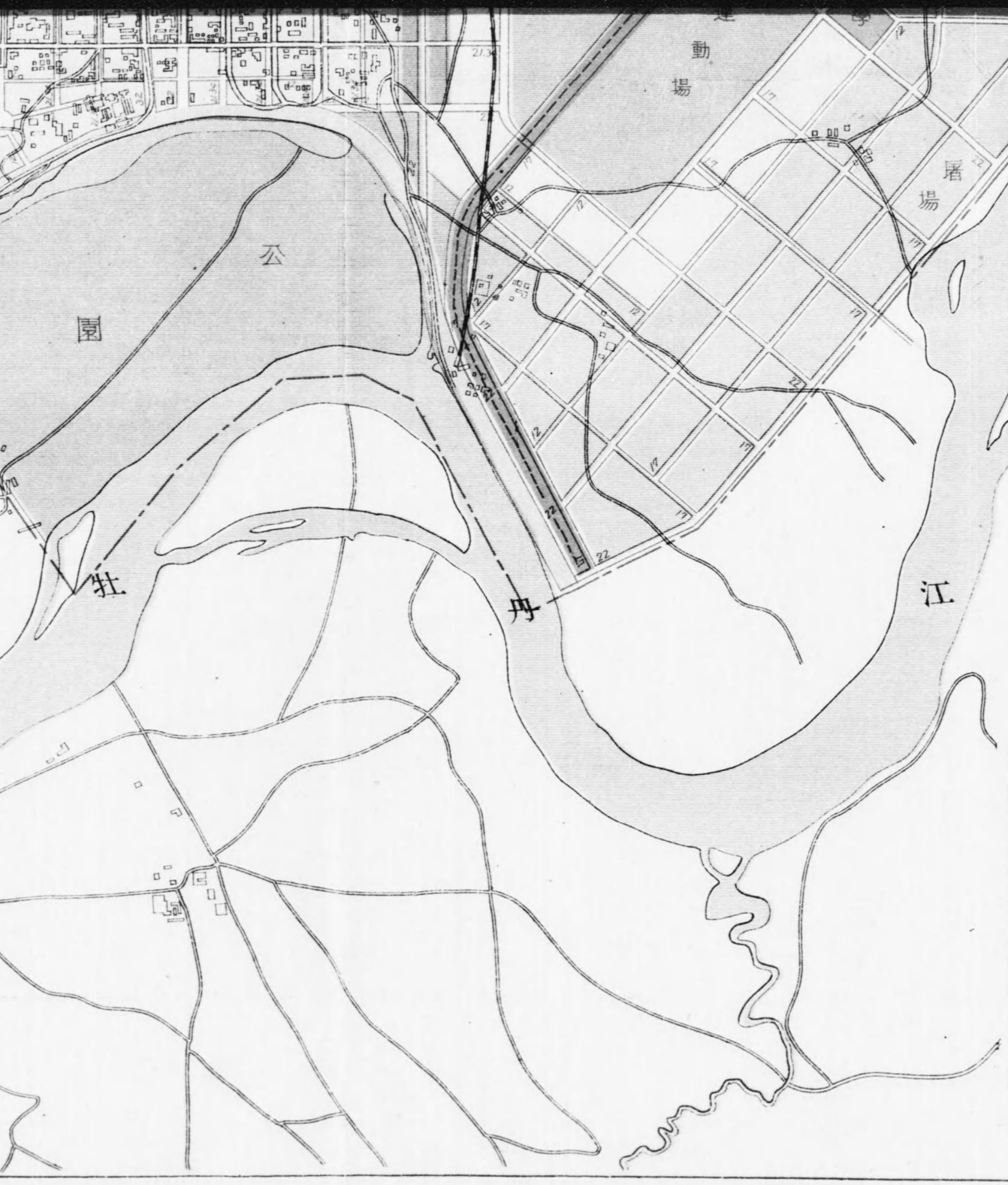

例凡

用途地域						公共用地					
商業地域	住居地域	工業地域				公園運動場及墓地	學校用地	鐵道用地	軍用地	公共施設用地	
都邑計劃區域	市街計劃區域	道路計劃線（數字ハ幅員）	鐵道計劃線（新設 引込 變更）	河川改修計劃線							

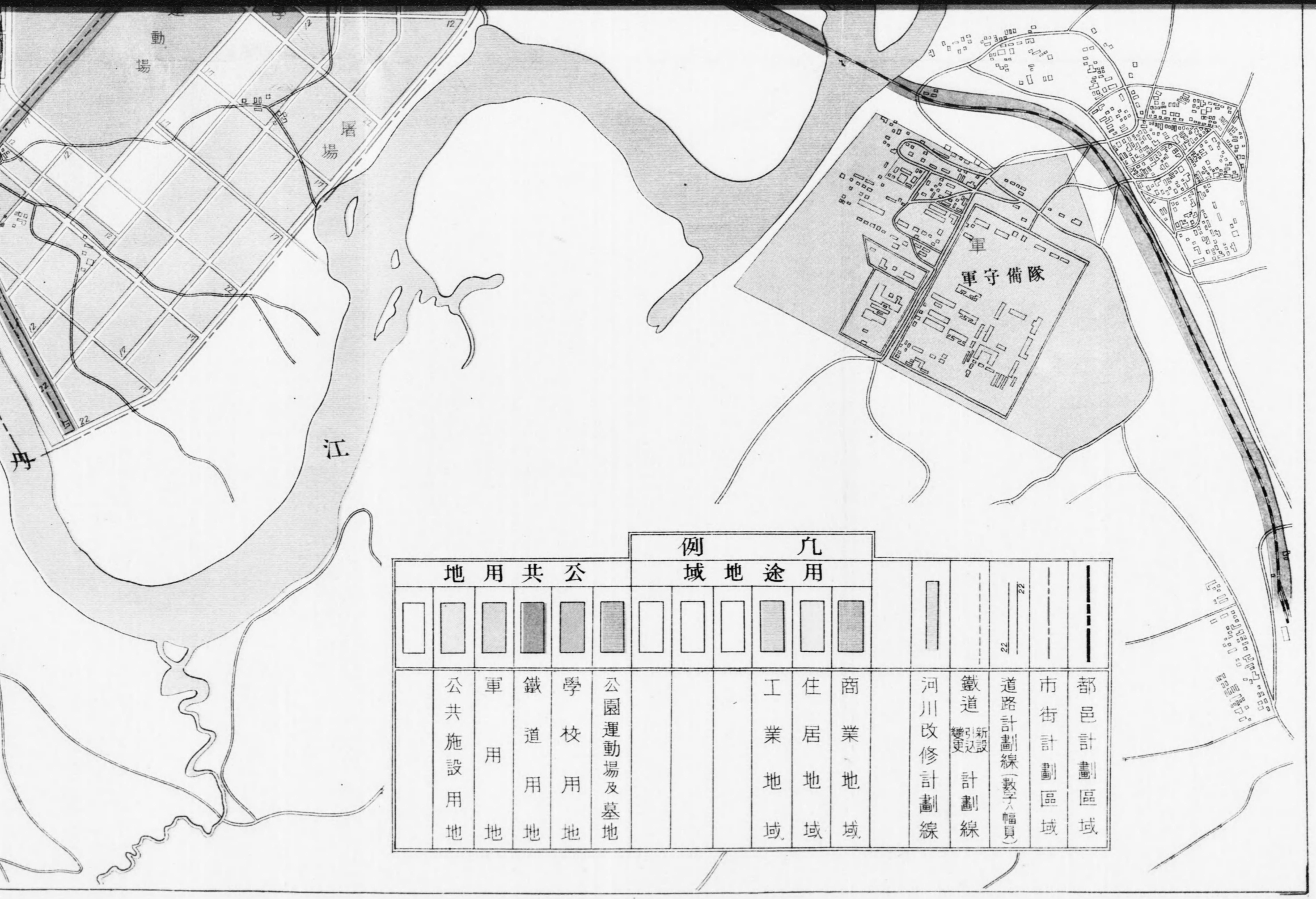

動場
屠場
江
丹
軍
軍守備隊
凡例
用途地域
公共用地
都邑計劃區域
市街計劃區域
道路計劃線（數字八幅員）
鐵道 新設 引込 變更 計劃線
河川改修計劃線
商業地域
住居地域
工業地域
公園運動場及墓地
學校用地
鐵道用地
軍用地
公共施設用地

牡丹江

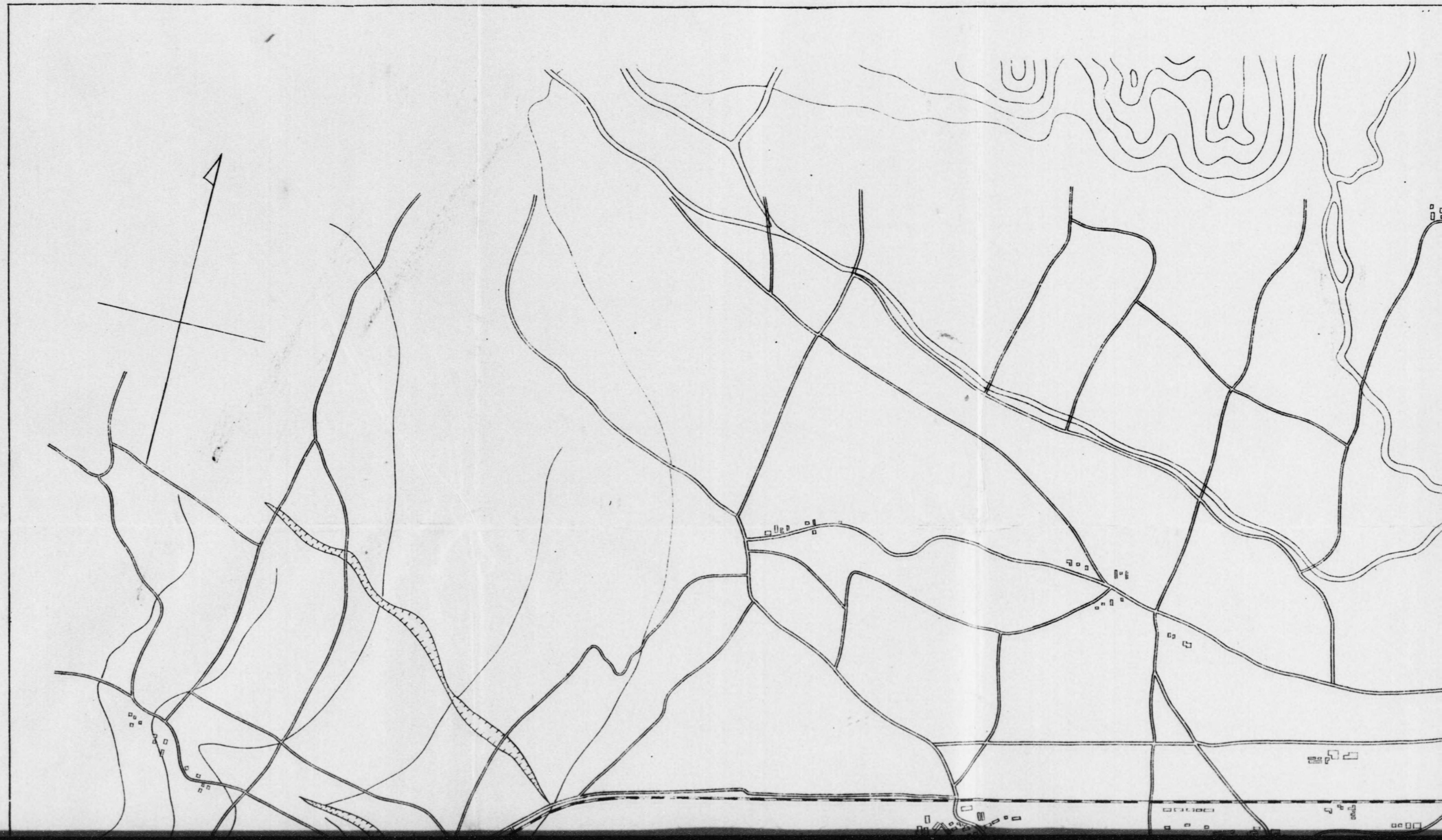

牡丹江現況一般圖

縮尺一萬分ノ一

況一般圖　　縮尺一萬分ノ一

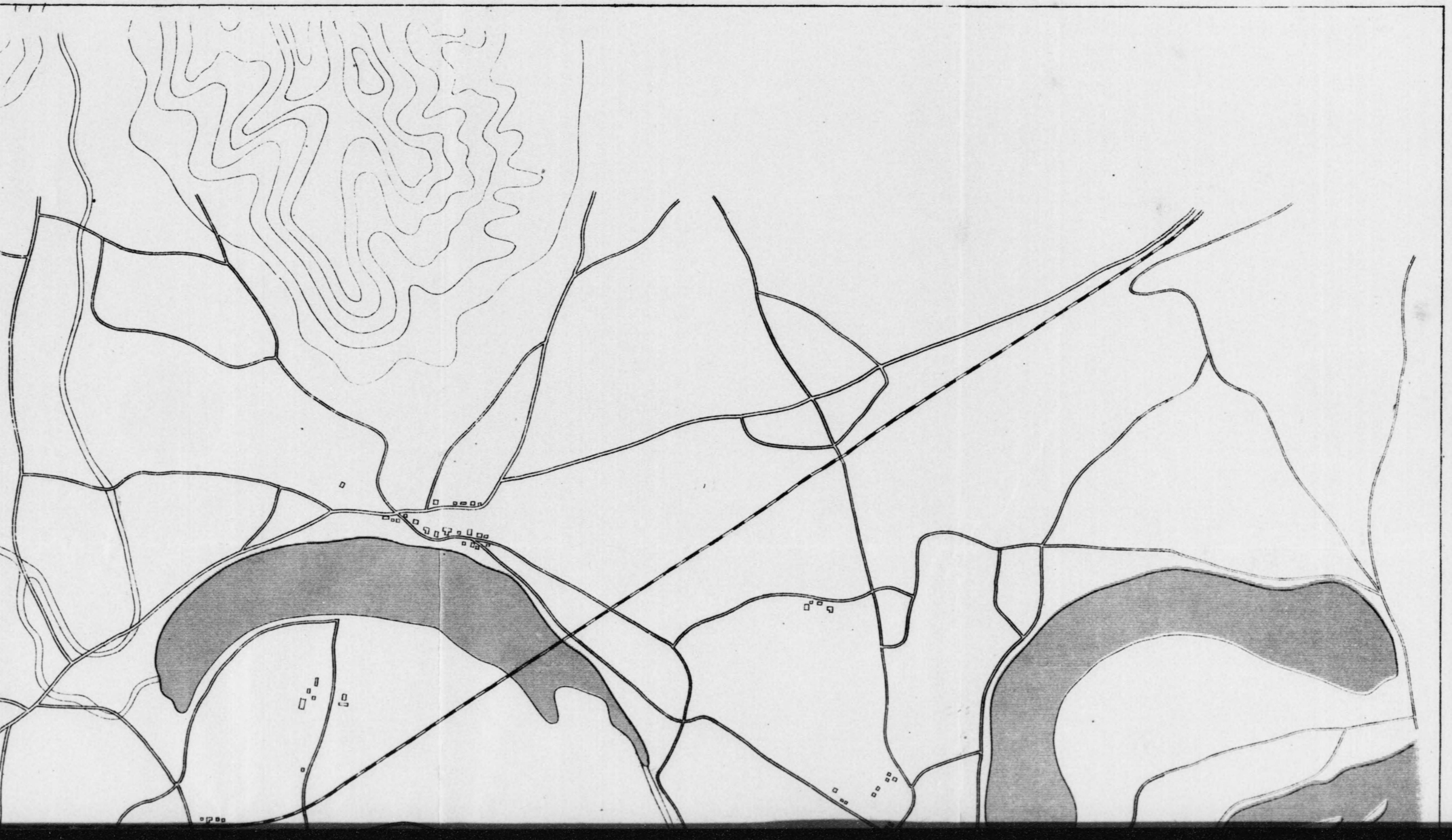

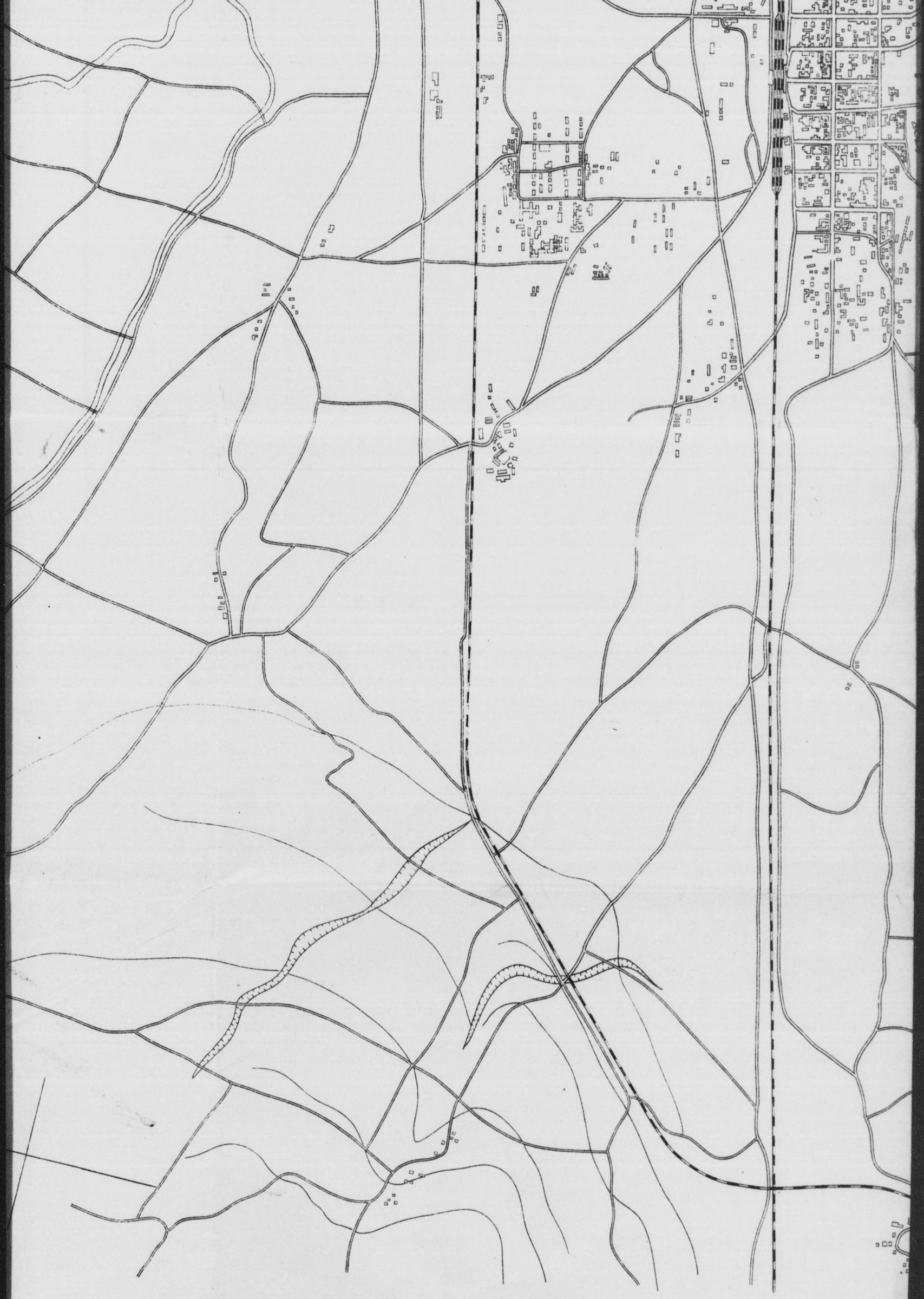

牡

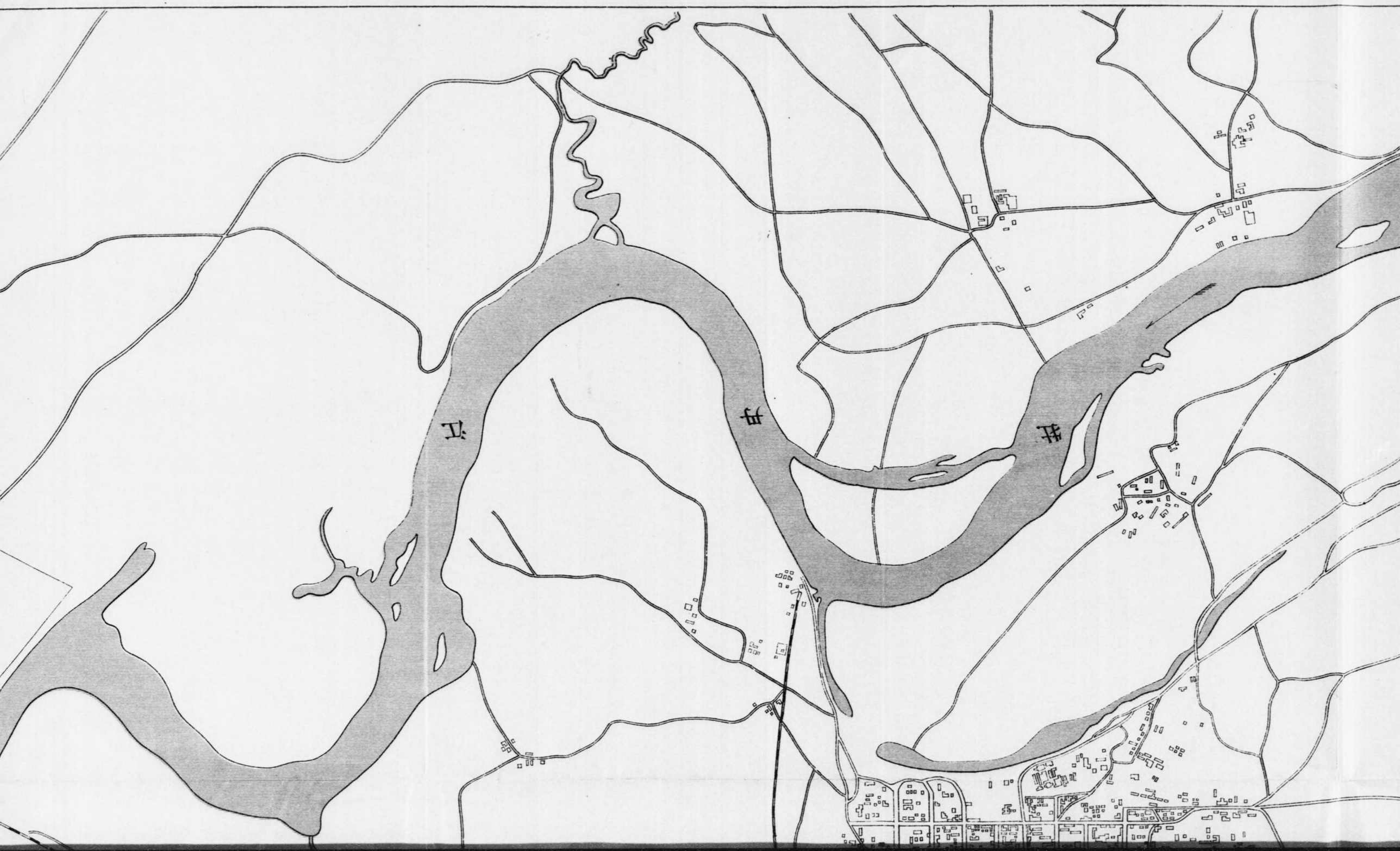
江
丹
牡

軍守備隊
江
中

法政図第一課
31.3.15

國會圖書館